

第百六十二回 参議院法務委員会會議録第二十一号

平成十七年六月七日(火曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

五月十九日

辞任

補欠選任

大久保 勉君

松岡 徹君

六月二日

辞任

補欠選任

前川 清成君

喜納 昌吉君

六月三日

辞任

補欠選任

喜納 昌吉君

前川 清成君

六月六日

辞任

補欠選任

江田 五月君

広田 一君

井上 哲士君

大門実紀史君

六月七日

辞任

補欠選任

大門実紀史君

井上 哲士君

出席者は左のとおり。

委員長

渡辺 孝男君

理事

松村 龍二君

吉田 博美君

千葉 景子君

木庭健太郎君

委員

青木 幹雄君

荒井 正吾君

山東 昭子君

陣内 孝雄君

関谷 勝嗣君

鶴保 庸介君

事務局側

常任委員会専門員

参考人

東京大学大学院法学政治学研究科教授

日本弁護士連合会副会長

弁護士 益田 哲生君

弁護士 太田 洋君

税理士・米国公認会計士 坂本 孝司君

税理士・米国公認会計士 成宮 治君

全国中小企業団体中央会専務理事

本日、の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○会社法案(内閣提出、衆議院送付)

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(渡辺孝男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月十九日、大久保勉君が委員を辞任され、その補欠として松岡徹君が選任されました。

また、昨日、井上哲士君及び江田五月君が委員を辞任され、その補欠として大門実紀史君及び広田一君が選任されました。

○委員長(渡辺孝男君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に東京大学大学院法学政治学研究科教授神田秀樹君、弁護士・日本弁護士連合会副会長益田哲生君、弁護士・太田洋君、税理士・米国公認会計士坂本孝司君及び全国中小企業団体中央会専務理事成宮治君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案の審査のため、お手元に配付の名簿のとおり、五名の参考人から御意見を伺います。

まず、午前中御出席いただいております参考人は、東京大学大学院法学政治学研究科教授神田秀樹君、弁護士・日本弁護士連合会副会長益田哲生君及び弁護士太田洋君でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様方から忌憚のない御意見をお聞かせいただきまして、本委員会における今後の審査の参考になりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議事の進め方について申し上げます。まず、神田参考人、益田参考人、太田参考人の順に、お一人十五分程度で順次御意見をお述べいただきます。その後、各委員の質疑にお答えいただきます。と存じます。

なお、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたします。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。 それでは、神田参考人からお願いいたします。 神田参考人。

○参考人(神田秀樹君) おはようございます。 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。 本日は、この委員会にて意見を述べさせていただきます機会をいただきまして、大変光栄に存じます。 どうもありがとうございます。

時間が限られておりますので、早速私の意見を述べさせていただきます。 お手元に一枚紙を御用意させていただいておりますので、それをごらんいただきながらお聞きいただければ有り難く存じます。

今回の膨大なといえますが、大変な量の会社法案とその整備法案の中身につきましては、委員の皆様方には既に御存じのことかと思っております。ポイントは、会社法を平仮名法律として読みやすくすること、そしてあわせて、最近の社会経済情勢の変化に対応するために会社法に関する各種制度を見直して、分かりやすく再編成するというところであります。

本日は、最近頻繁に変わり過ぎるというんでしょうか、そういう商法、会社法につきまして、なぜこんなに変わるのかといった背景を少し申し上げてお願ひ申し上げます。

議事の進め方について申し上げます。まず、神田参考人、益田参考人、太田参考人の順に、お一人十五分程度で順次御意見をお述べいただきます。その後、各委員の質疑にお答えいただきます。と存じます。

なお、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたします。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。 それでは、神田参考人からお願いいたします。 神田参考人。

○参考人(神田秀樹君) おはようございます。 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。 本日は、この委員会にて意見を述べさせていただきます機会をいただきまして、大変光栄に存じます。 どうもありがとうございます。

時間が限られておりますので、早速私の意見を述べさせていただきます。 お手元に一枚紙を御用意させていただいておりますので、それをごらんいただきながらお聞きいただければ有り難く存じます。

今回の膨大なといえますが、大変な量の会社法案とその整備法案の中身につきましては、委員の皆様方には既に御存じのことかと思っております。ポイントは、会社法を平仮名法律として読みやすくすること、そしてあわせて、最近の社会経済情勢の変化に対応するために会社法に関する各種制度を見直して、分かりやすく再編成するというところであります。

本日は、最近頻繁に変わり過ぎるというんでしょうか、そういう商法、会社法につきまして、なぜこんなに変わるのかといった背景を少し申し上げてお願ひ申し上げます。

上げ、また、頻繁に変わるけれども、その方向性をどのように整理して理解すればよいのかといったことについて私からはお話をさせていただきたいと思ひます。流れを押さえておけば、この先更にまた何度か変わるという、御審議をお願いするのは私ではありませんけれども、そういうことになろうかと思ひますけれども、そうなんても驚かないということもあろうかと思ひます。

会社法、これまでで申しますと商法ということになりますが、は戦後も結構改正はされております。ドイツ法に根差しました明治三十二年の商法が原点ですが、第二次大戦後の昭和二十五年にアメリカ法を大量輸入いたしました。これは非常に大きな改正でしたが、その後、主要なものとして昭和三十七年の改正、昭和四十一年、四十九年、五十六年と大きな改正があります。しかし、せいぜいその頻度でありました。

平成に入りまして、商法本体が変わっただけでも平成二年、五年、六年、九年、十一年、十二年、ついに平成十三年に至っては三回も変わりました。もはや平成十三年改正と呼んだのではどの改正を意味しているのか分かりませんので、官報に公布した月を取って、私は平成十三年六月改正、十一月改正、十二月改正と呼んでおります。平成十四年にも五月に改正され、平成十五年にも七月に改正され、昨年、平成十六年にも六月に改正されました。そして今回、更に新しい改正をし、その上でこれらをすべて再編成しようということになります。

このように目まぐるしく変わります近年の商法あるいは会社法、これらの改正の流れですが、私なりに整理いたしますと、平成十二年までの改正と十三年以降の改正とは多少区別して整理することができそうです。すなわち、平成十二年までの改正は、昭和四十九年改正前からおおむね見通されてきたものであります。これと平成十三年からの流れは多少系統が違うと理解しております。これを簡単に表にしたものがお手元の資料でございます。

会社法の分野を私は、甚だ大ざっぱで恐縮ですが、三分の分野に分けております。それらを私はファイナンス、ガバナンス、リオーガニゼーションと呼びたいのであります。ファイナンスとは企業金融、すなわち資金調達したり、会社から余った資金をお返しするというか株主に分配したり、自己株式を買収したり、そういったものであります。ガバナンスの方ですが、これは会社の組織や機関の仕組みに関するものであります。リオーガニゼーションは組織再編などと呼ばれる合併とか会社分割などの分野です。

戦後の商法改正の平成十二年改正までの流れの特徴はかなり簡単に表現することができそうです。まず、ファイナンスの分野の改正の流れは規制緩和であります。普通、商法や会社法で規制という言葉は使いませんが、私は、分かりやすく便利利な言葉ですので、今日は使わせていただきます。その意味ですが、それまで商法上できなかったことができるようになった、あるいは事前に手続が重たかったことが軽くなったというものになります。

例えば、昭和四十九年改正で転換社債を取締役会決議で出せるようにしました。昭和五十六年改正でワラント債、法律上、当時、新株引受権付社債と呼んでいましたが、そういう、それまでに商法には制度がなかったものが導入されました。あるいは、平成五年改正で社債についての緩和がなされました。株式の方では、平成二年に優先株式その他規制緩和が行われ、平成六年以降、今度はお金を返す方になります。自己株式の買受けについての緩和が断続的に行われました。

ガバナンスの方は逆でありまして、規制強化の歴史でした。なぜそうだったかという、これは背景が違ふからであります。ファイナンスの方は、資本市場が発達する中で企業が転換社債や新株引受権付社債を発行し、また優先株を発行しようと思うと、なかなか戦前のドイツ法に基礎を置く商法は使いにくいということがありまして、これを使いやすいように商法を変えてほしいという

要望が強く出され、それに商法がこたえたということでありました。

ガバナンスの方は、なぜファイナンスとは逆に規制強化の歴史であったかといいますと、それには背景がございます。

企業には、まあいろいろありますが、特に大企業を中心にいろいろな意味での不祥事が起きまして、その再発防止のために商法で規制を強化したという歴史があるからであります。この不祥事はその時々によって内容は違ひます。昭和四十年代に東京証券取引所一部上場会社の大型の倒産事件がありました。それが粉飾決算であることが分かちまして、そこでいわゆる会計監査制度を強化しなければいけないということになり、昭和四十九年の大改正となりました。また、昭和五十六年改正、平成五年改正とも、いずれも規制強化の歴史であります。

リオーガニゼーション、三番目ですけれども、表で、戦後の商法改正のところに整備と書いてありますけれども、これはどの時点を取るかで、平成に入ってから書くとするれば未整備と私は書いたと思います。それは、合併については規定がありましたが、それ以外はありませんでした。なぜかといいますと、一言で言えばニーズがなかったからであります。

ところが、九〇年代に入り、日本の経済も、バブルがはじけた後、会社再編といいますが、いろいろな意味でのリストラクチャリングが必要になりました。そういう中で、独占禁止法の方でまず持ち株会社というものを原則禁止としていたのを原則解禁というふうに改正いたしました。それを受けて、商法の方でも株式交換、株式移転という制度を導入したのが平成十一年の改正です。そして、引き続きまして、会社分割の制度を創設いたしましたのが平成十二年の商法改正であります。以上が平成十二年までの商法、会社法改正の特徴なのですが、平成十三年からの商法、会社法改正の特徴をこれと比べてみますと、ファイナンスの分野は引き続き緩和の歴史であります。ところが、

が、ガバナンスの方は表ではなとしてあります。リオーガニゼーションの分野は平成十二年で整備が完了いたしましたので、平成十三年以降は緩和と言つてみれば整理の歴史となります。

一点注意すべき点といたしまして、平成十三年からの商法改正を見ますと、経営の自由度が増大しています。自由度が増大するということは、実は責任も増大しているということでもあります。最近の言葉で申しますと、自由度が増える分だけアカウントビリティ、説明責任も増大しているという面があります。

さて、なぜこんなに変わるのかと先生方は不思議に思われるかもしれませんが、私から見ますと、背後には二つぐらい大きな流れがあるように思ひます。一つは諸外国と共通の流れ、もう一つは日本に固有な事情であります。

まず、諸外国と共通の流れですが、グローバルな観点で見ますと、会社法を次々変えようとしているのは日本だけではありません。先進諸外国も競つて会社法を変えています。それには理由があります。私の理解では、次の二つが相乗効果として先進諸外国の間で商法改正、会社法改正競争という制度間競争が起きていっていると思ひます。一つは、技術革新を背景として各国の大企業間の競争が激化しています。商法がハードルになっていたりコストになっていたりするので商法を変えてほしいという要望は日本だけではなく各国で出され、それに対応する改正が行われています。もう一つは、やや哲学的な意味ですが、会社法の役割についての認識の変化ということがあると思ひます。これは余り日本では言われていないことかもしれませんが、ヨーロッパにおける会社法改正ラッシュは明らかにこの影響を受けていると私は見ております。

一九九〇年代に二つ大きなことが起きました。一つはコーポレートガバナンスと呼ばれている議論、もう一つは会社法が国の経済にどういう影響を与えるかについての実証研究であります。コーポレートガバナンスの議論は、必ずしも法

制度だけの議論ではありませんが、九〇年代に非常にブームになって今日に至っています。九〇年代のコーポレートガバナンスの議論は、一方で不祥事の防止や危機管理のための仕組みはどうあるべきかという議論であると同時に、前向きというのでしょいか、企業が繁栄するためにはどういう仕組みが望ましいのかという議論であります。とりわけ、九七年、九八年にアジアの幾つかの国で通貨危機、経済危機が起きて以降、コーポレートガバナンスの在り方いかんが国の経済成長につながる。つまり、良いコーポレートガバナンスの仕組みをつくれれば会社は繁栄し、国の経済は繁栄するという仮説を皆が信じるようになりました。

法制度との関係で申しますと、良いコーポレートガバナンスの仕組みをつくるためには良い会社法があった方がいいといったわけです。つまり、会社法の良しあしがコーポレートガバナンスの良しあしに影響を与え、コーポレートガバナンスの良しあしが企業のパフォーマンスや、場合によっては国の経済成長に影響を与えるというロジックであります。その結果、会社法を変えればコーポレートガバナンスが良くなり、コーポレートガバナンスが良くなれば企業が良くなって国が発展する。それではということで会社法改正ラッシュが始まったわけでありまして。

申し上げたいことは、これら二つが原動力になって、最近では先進諸外国でも、そして実は先進諸外国以外の国でも会社法の改正競争が起きているということでもあります。こういう原動力で動いております世界の会社法と日本の会社法とは決して異なつた方向は向いておりません。細かい点では違いはありますが、基本的なところでは同じ方向を向いております。

次に、目まぐるしく商法、会社法が変わることについての日本固有の事情ですが、これは、当然のことですけれども、国会で御審議をいただいた上で改正が成立しているわけですので、ここで私から申し上げるまでもありませんが、一言で申しますと、改正の回数が予想外に多くなつて

しまったということでもあります。平成十三年改正以降、昨年、平成十六年の改正までの度々の改正の直接のきっかけになりましたのは、平成十二年の会社分割についての改正が国会で成立した直後の方針決定であります。

その際に、簡単に申しますと、政府提出法案という形と議員の先生方による法案提出という形との二本線で行こうということがおおむね決まったようでありまして。その結果は、本来であれば、政府提出法案という形一回、合計二回で済んだはずであります。あえて推測いたしますと、政府提出法案の方は平成十四年改正、議員の先生方による法案提出の方は平成十三年十二月改正、これは株主代表訴訟と監査役制度についての改正でありまして。

しかし、その間、例えば自己株式に関する改正は、国の経済対策との関係で前倒しするとか、逆に電子公告制度などには時間が掛かるため先送りするといった事情が出てまいりまして、平成十四年改正一回の予定が、平成十三年六月改正、十一月改正、そして平成十四年改正、十五年改正、十六年改正と五回にも分かれてしまいました。なお、このうち平成十三年六月改正とそれを更に改正した十五年改正は、経済対策との関係があり、議員の先生方による法案提出という形になりました。

したがって、今回の会社法案は、平成十三年以降の頻繁な改正を整理統合するという面も持っています。なお、これに加えて、今回の会社法案では、平成十三年以降を含めて、戦後ほとんど手を付けることができなかった非公開会社、中小会社に関する改正をも実現することができています。

最後に、残りの時間で一言だけ我が国における近年の商法、会社法の頻繁な改正の底流を成しているところの理論的な考え方について申し上げさせていただきます。一つは市

場機能の重視ということでありまして、事前規制等の緩和です。それは規制がなくなるという意味ではありませんで、その部分、事後の規制と言うべきでしょうか、そういうものは強化されると私は見ております。

それからもう一つはファイナンス理論の取り入れということでもあります。とりわけ、オプション理論と呼ばれるものの認知と適用ということがあります。

第二はガバナンス分野です。ガバナンス分野では、今申しました世界レベルでのコーポレートガバナンスの議論の影響を受けています。これには、後ろ向きのコンプライアンスというんでしょいか、といった意味から、競争力強化という前向きのためにはどういうガバナンス法制がいいのかという議論です。

第三に会計分野です。ここで重要なのは、横断的な剰余金分配規制の整備という点であります。これは、抽象的に申しますと、株主と会社債権者の利害調整の基準をどこに引くかという問題で、その線引きのラインが変わりつつあることを意味しております。なお、今回の会社法案で創設されます会計参与の制度も重要な制度です。

最後に、第四、起業、業を起すという意味ですが、その起業関連です。ベンチャー企業の育成とか、あるいは起業をサポートするための改正です。今回の法案で申しますと、最低資本金制度の見直しはその例です。また、株式会社と有有限会社を一つの類型にする、あるいは合同会社という類型の会社形態を創設するとかもこの系統で見ることが可能です。

そうした起業やベンチャー企業育成という発想の中で、平成十三年改正以降、定款自治ということを非常に重視しています。これには二つのポイントがありまして、一つはなぜ契約自由ではないのかという点、二つ目は自由とか自治とかいう場合、それは何についての自由、自治なのかという点です。

よく、民法の世界では契約自由の原則と言いま

す。会社法は契約自由ではありませんで、定款自由の原則であります。定款で書けば広く自由を認めましょうということですが、何についてかということですが、株式の内容、それから株主間の関係、この二つです。債権者間の関係は、社債権者等を含めて原則は契約自由の原則です。これは昔からそうなっております。

話が甚だ大ざっぱで申し訳ありませんでしたが、以上で私の意見陳述を終えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(渡辺孝男君) ありがとうございます。

次に、益田参考人をお願いいたします。益田参考人。

○参考人(益田哲生君) 日本弁護士連合会副会長の益田でございます。

本日は、会社法案の御審議に当たりまして意見を申し述べる機会を与えていただきまして、誠に光栄に存じております。以下、座つて失礼させていただきます。

ただいま神田先生からは大きな流れから御意見をいただいたわけですが、私は、日本弁護士連合会における議論を踏まえまして、会社法案に対する意見を、主として実務の観点から幾つかの各論にわたつて御意見を申し上げたいと存じます。お手元にあらかじめレジュメをお配りいただいているかと存じますが、これに沿つて御説明をさせていただきます。

まず第一に、会社法の基本的な在り方の点なのですが、申すまでもなく、会社法は現行法制に代わりまして会社に関する基本法となるものですから、まず国民全体にとつて分かりやすく利用しやすいものであるとともに、社会全体から見ても公正なものでなければなりません。したがって、企業の競争力強化や経営の便宜という経済政策的観点もさることながら、株主や債権者、さらにはその他のステークホルダー等の保護という視点にも留意した、将来の評価にも堪え得るもの

でなければならぬと考えております。

法案は、各種制度の見直しにつきまして三つの視点を挙げております。一つは利用者の視点に立った規律の見直し、二つ目が会社経営の機動性、柔軟性の向上という側面、そして三つ目に会社経営の健全性の確保という視点を挙げております。しかしながら、法案を全体として見ましたときには、経営の便宜という点に比重が置かれ、コーポレートガバナンスという点や株主あるいは債権者の保護といった点で問題を残していると思し上げざるを得ません。

そこで、本日は主として三つの視点から意見を申し述べたいと存じます。

まず第一点は、中小企業に関して、法制度を企業実態に合わせるために弊害に対する対策が十分になっていないのではないかとと思われる部分があることです。第二点は、大規模公開会社に関して、コーポレートガバナンスの観点で後退している点が見られることです。第三点は、少数株主の問題です。それぞれの場面によって異なりますが、株式買取り請求権や事前差止め請求権が用意されておりますが、これらの制度が有効に機能するの、その実効性に関する保証はなく、絵にかいたもちになる可能性があることです。

そこで、今申しました三点について敷衍して意見を申し述べたいと存じます。

お手元のレジュメの各論というところをごらんいただきたいと思いますが、まず第一点は、中小企業の関係ですが、先ほど神田先生のお話にも出ましたように、最低資本金制度が廃止されるという仕組みになっております。同様の制度は、御承知のとおり新事業創出促進法による特例として既に存在するわけですが、その特例の弊害について十分な検証がなされているとは言えませんが、少なくともまだ評価できるに足る十分な時間が経過しているとは思われません。

最低資本金制度は、債権者保護との関係では実務的にはなお有用であると考えております。起業の促進を重視する余り、会社形態を悪用したペー

パークカンパニーの乱立等の弊害を恐れるところでもあります。今回の法案では、株式会社におきましても有限会社並みの機関設計が認められましたので、すべての会社に最低資本金一千万円を要求するのは、これは行き過ぎではないかと思えますが、少なくとも現行法においては有限会社に求められている最低資本金三百万円は、なおこれを維持するべきであると考えております。

また、中小企業との関係では、取締役の任期についても一言申し述べたいと存じます。

御承知のとおり、今回の法案では、株式譲渡制限会社におきましては最長十年まで延長できるところになっております。これは、株式譲渡制限会社につきましては経営者と株主が一致しているのが通例であるとの考え方に基づくものと思われませんが、実際には株式譲渡制限会社といえども様々でありまして、株主の数が相当多いケースもございます。そのようなケースでは、定期的に取締役の適否について株主の信任を受ける必要があると言わなければなりません。仮に一定の延長を認めるとしても、十年というのはいかにも長過ぎる感があり、少なくとも休眠会社整理の実効性を図るために長くても五年程度の期間にすべきではないかと考えております。また、譲渡制限会社におきまして、有限会社型機関設計を選択しないで取締役会を設置したようなケースにおいてまで一律に取締役の任期の延長を認めるのは適切ではないと考えるところであります。

第二点のコーポレートガバナンスに関しましては、主として三つの点からお話をいたしたいと存じます。

まず、株主代表訴訟において、濫訴を防止するべく提訴要件を設けた点について意見を申し述べたいと存じます。

私も、この点につきましては、コンプライアンスの理念やコーポレートガバナンスの理念にとるものとして強く反対いたしました。幸い衆議院における御審議において、会社の正当な利益が害される場合とか会社が過大な費用を負担する場

合には株主代表訴訟を提起することができないといった条項は削除される運びとなりました。大変喜ばしいことであります。

しかしながら、当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合には株主代表訴訟を提起できないという定めは依然として残されております。

要するに、提訴株主に不当な主観的目的があるときは訴えを却下するというものであります。私どもは、この条項も不要であり、不適当であると考えております。

当該条項の目的は正に濫訴の防止にあるわけですが、そもそも統計的にも実証的にも株主代表訴訟がその他の訴訟類型と比較して特に濫訴が多いという事実は認められないと言わざるを得ません。また、仮に提訴株主にかかる主観的目的があつたといえども、責任を追及されている当該取締役が本当に違法な行為をして会社に損害を与えた場合であるならば、その取締役にはきちんと責任を果たさざるべきであつて、提訴株主の主観的目的いかんで結果として本来責任を負うべき取締役が責任追及を免れることになるのは不当であると考えております。

要は、株主代表訴訟の継続を認めるか否かは、その裁判が株主共同の利益に資するか否かという観点から判断すべき事柄でありまして、こうしたケースでは裁判所が担保提供制度の活用や訴訟上の権利濫用の法理などにより具体的な事案に即して解決を図るのが妥当であり、一般的な訴訟要件とすることはなお妥当ではないと考えております。

次に、取締役会の書面決議につきましても一言申し上げたいと思ひます。

法案は、取締役の書面決議を容認しております。しかし、書面決議を容認した場合、ややもすると実質的議論がなされなくなり、取締役会の形骸化を招くおそれがあります。また、議論が省略されることにより、各取締役とりわけ社外取締役が十分な情報を取得できず、適正な判断ができ

なくなるおそれもあります。近時、ガバナンスに関する議論の高まりと取締役会審議の形骸化に対する反省から、取締役会において実質的議論を活発に行う傾向も見られますが、書面決議を容認することはこうした動きに逆行するものと言わざるを得ません。

御承知のとおり、現在でもテレビ会議方式や電話会議方式が解釈上許容されておりますし、また近時のIT技術の進展に伴ってその高性能化、軽量化が実現され、コストも安くなっております。こうした方法を取ることによつて、遠隔地に居住する取締役がいたとしても、取締役会の開催はさほど困難なことではございません。また、取締役の責任を追及するという側面でも、議論の過程が明らかにならなければなりません。

法案では、譲渡制限会社については取締役会の設置自体強制してはいないわけでありまして、取締役会を設置する会社は取締役会で議論を行うことを前提としているはずで、設置する以上、会議は開いてきちんと議論をするべきであると考えます。

次に、株主総会の招集地の点ですが、法案では取締役会が自由に定め得るとしております。招集地をより柔軟なものにしようという法案の趣旨には賛成できますが、株主の側の招集地に対する予測可能性や取締役による恣意的運用の防止という観点からは一定の制約を課す必要があると存じます。むしろ、現行の商法二百三十三条を存置した上で、例えば本店の所在地が属する都道府県であるとか直近の定時株主総会において次期定時株主総会の招集地として決議された地などを招集地として同条に追加して規定することによつてこの問題をクリアすべきではないかと考えるところであります。

このほか、重要財産委員会の員数要件を緩和する点などにおいて、コーポレートガバナンスの後退が見られるのではないかと考えております。次に、少数株主の保護との関係では、法案では種類株主の設計が自由になっております。これに

伴い、種類株主間の対立であるとか特定の種類株主に対する不正な取扱いが懸念されるところです。

法案ではそうした事態に備えて株式買取り請求権が多用されておりますが、経済的補償だけでは十分でない場合もあります。特に、種類株式や新株予約権の場合、取得価格の評価自体が困難を伴うことから、裁判所に対して自己の株式に係る取得価格の決定を申立てることができるとしても、実質的にかかる司法的救済が機能しないおそれもあります。また、法案では事前差止め請求権が認められる場合もありますが、要件が厳格で、実務では十分に機能しないおそれもあります。

そのほかの問題として、商法十九条及び商業登記法二十七条を廃止するとの提案もあります。これにより、同一営業のための同一商号や類似商号につきましても登記申請手続を自由に許すこととなります。しかしながら、これでは従前から商号を登記している事業者の利益を著しく害することになります。不正競争目的の使用につきましても不正競争防止法や商法二十一条に基づいて商号使用の差止めが可能であるとの議論がありますが、これでは事後的である上、商号権者に手続の負担を負わせるもので、保護として十分であるとは言えません。少なくとも現行程度の規制は残すべきではないかと考えております。

そのほかにも、取締役の欠格事由から破産宣告を受け復権していない者を外したとか、基準日後に株主となった者に議決権行使を認めるか否かについて会社の判断にゆだねるとした点につきましても問題があるのではないかと考えるところであります。

最後に、立法形式について一言申し上げます。今回の法案では、省令への委任が非常に多いのが目に付きます。特に、監査日程や企業再編時の増加資本限度額等を省令に委任したことは問題であると言わなければなりません。こうした重要な事柄は法律で定め、この国会の場で十分に御審議されるのが本筋ではないかと考えるところであります。

ます。

時間の関係で幾つかの論点に絞らせていただきましたが、以上をもって私の意見陳述を終わります。本日はどうもありがとうございました。

○委員長(渡辺孝男君) ありがとうございます。次に、太田参考人をお願いいたします。太田参考人。

○参考人(太田洋君) 皆様、おはようございます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。本日はこのような場で発言する機会をお与えいただきまして、誠に光栄に存じます。

今、神田先生と益田先生の方からは大所高所からの御意見があったわけでございますけれども、私はMアンドAですとか企業統治に関する実務をやっております法曹実務家でございますので、そのような実務家の観点から、若干泥臭いかもかもしれませんが、私なりの意見を申し述べさせていただきます。

まず、今回の新会社法案に関する基本的な評価でございますけれども、お手元の意見要旨というところに書かせていただいておりますけれども、神田先生のお話にもありましたとおり、事前予防型の規制から事後責任型の規制への移行変わりという、こういう大きな流れの集大成にふさわしい法案であるというふうに考えております。

また、多様な会社類型、二十類型にも及ぶ様々の会社類型を新たに認めまして、かつ法案の中でも定款自治が非常に広く認められておりますので、この多様化、複雑化する経済社会の実態にも沿ったものではないかというふうに考えております。

さらに、MアンドAの観点から申しますと、この組織再編行為につきましても従来よりも更に柔軟化を進めまして、機動的でかつ経済的ニーズに合致したMアンドAやリストラクチャリングというものを可能にする点でも、これは経済の活性化ですとかそういうものに非常に寄与するものではな

いかというふうに考えております。

その意味で、今回の新会社法案というのは、非常に考え抜かれた、関係者の方々の英知を結集された法案であるというふうに考えておるところでございます。

ただ、このように経済の移り変わりの非常に速い時代でございますので、課題が全くないのかと言われればそうではないような気がしますので、実務家の観点から幾つかの課題についてお話をさせていただきます。

まず、第一番目といたしまして、濫用的な敵対的買収に対する対処という点がござります。

これは、現在、先般出されました経済産業省と法務省の防衛指針ですとか、先般東京地裁の方で新株予約権の発行差止めの決定がございましたけれども、そういう一連のものをみてまいりますと、どうも、法務省や裁判所を含めて、全体的にその濫用的な敵対的買収に対する対処というものよりも、我が国の現在の企業の取締役会ですとか、かつ社外取締役を入れた場合でも、なかなかその取締役会について、きちんとしたガバナンスを行っていく能力があるのかということについての根強い不信感があるように見受けられます。

その観点で、今回、敵対的買収の防衛策に関して法案でも様々な手当てがされているわけでございますけれども、実際にこれが実効性のある防衛策となっているのかというと、この防衛とかそういうことの相談を受けます立場からすると、やや不十分なのではないかなというふうに思っております。

次第でございます。

一例を挙げますと、まず、この全部取得条項付種類株式を利用したボイズンビルというものがござります。これは法務省の方で、今回、敵対的買収に対する防衛策として新会社法案の中で利用できるものとして説明をされているところであるかと思っております。

これだけ申し上げてもなかなか難しいので、資料の終わりから三枚目に図を付けました。どういうものかといいますと、これは、今、普

通の会社があるとしたしまして、普通の会社は、会社に対して株主が普通株を持っているわけでございます。これを、こういう防衛策を導入しようというときにはなりますと、この全部取得条項付種類株というものに既存の株を全部一斉に転換すると。そのための総会の特別決議が必要だということになっているわけでございます。

この全部取得条項付種類株というのはどういう形で機能するかといいますと、これは一定の敵対的買収者が現れました際に、最終的には、この一番右側にある図、要するに、買収者の持っているこの全部取得条項付種類株というのは無議決権株式、議決権のない株式になりまして、ほかの株主の持っている株式は議決権付きの株式になると。そうすると、買収者は議決権がないわけでございますので、これによって防衛が図れるという、こういう構造になっているわけでございます。

ここで一つ問題でございますのは、買収者が現れて、この買収者の持っている株を無議決権株式に転換するときに全部取得のための総会特別決議というものが要するという点でございます。要は、この防衛策を導入するときに特別決議が必要であるとともに、実際に買収者が現れてからもう一回特別決議を経るということでございます。

これは非常に理屈にはなかつた話ではあるわけでございますけれども、実際上これが機能するかどうかということも考えますと、特別決議というのは三分の二の特別多数をもって可決されるものでござりますので、例えば買収者が二〇％株式を取得した際にこの防衛策を発動できるという仕組みになっているとしますと、その時点でもう二〇％は押さえられているわけでございますので、あと買収者の側は一四％集めれば、これはこういう形の転換、買収者の持っている株が無議決権株になるということを阻止できるわけでございます。

という意味で、これは実際に有事になった場合に、もう二〇％押さえられていてあと一四％だけ押さえればもうこの防衛策の発動を阻止できるということでござりますので、非常に会社側にとつ

ではハードルの高い、こういう形の防衛策であろうかというふうに思っております。
またレジュメの一枚目に戻らせていただきます。

こういう形で、全部取得条項付きの種類株式というものはかなり難しいところがあるわけでございますけれども、もう一つ、昨今、新聞等に出ていますように信託型のボイズンビルというものがございまして。これは幾つかの会社が既に採用しているところでございまして、実は、今度六月一日に東京地裁の方で出されました決定では、信託型ボイズンビルは認められると一言も書いてございせん。これは、信託型ではない形の新株予約権を使ったボイズンビルについて違法であるということで差止めの決定をしたものでございまして、信託型ボイズンビルについては、実際の訴訟の場で争われておったにもかかわらず一言も触れられていないということでございまして、裁判所が最終的にこれについてどういう決定を下すかということはまだ不明ということでございます。

このような形で、なかなか実効性のある防衛策が本当に認められるのかというのはまだまだ不明な点があるわけでございますけれども、今回、施行が一年先送りになっておりますけれども、合併等の対価の柔軟化と、これが実現いたしますと、LBOというものが、これが非常にやりやすくなるというふうに考えられるわけでございます。

これは、国際株式交換の観点からこの合併等の対価の柔軟化というのは議論されております、施行が一年先送りになったわけでございますけれども、この合併等の対価の柔軟化というのは現金交付合併といまして、現金をもって会社の株主を、少数株主を追い出せるというものがなわけでございますけれども、アメリカでは実はこれが認められるようになりましてLBOというものが非常に広く認められるようになりました。このLBOというのは、要するに買収者が買収先の会社の資産を引き当てにして買収をすると、あとはその会

社の資産を使って借金を返していくと、言わば他人のふんどしで相撲を取るという、まあ俗な言葉で言いますと、そういうものでございまして、これは株主にとつては大きなリターンをもたらすものだと思いますけれども、会社の従業員や、それから長年培われてきた会社の、何といいますか、地域社会に根差したそういう経営というものについてはかなり大きな問題が出てくるというものでございます。

アメリカでは、この敵対的LBOが入りましてから八〇年代後半に敵対的買収ブームというものがあつたわけでございますけれども、それを受けて、各州では非常に広範な買収防衛策の立法がされたわけでございます。

お配りいたしましたレジュメの最後の二枚に別添資料として付けておりますけれども、これは全米五十州で導入をされております様々な形のいわゆる敵対的買収規制立法というものでございまして。この中で、デラウェア州は余りこの規制立法というのとはなくて、一番後ろから二枚目でございますと、この右側の事業結合規制法というもののしかないわけでございますけれども、ほかの州では非常に様々な立法がされていると。これらに相当するものは今回の新会社法案の中では特に入っていないわけでございます。

こういうところからいたしましたして、実際に敵対的LBOのようなものが今後急増してまいりますと、これは果たして現在のような形の法律の下で会社の方で実効的な形で企業防衛が図れるのかという点については、若干実務家の観点からは懸念がございまして、これは、国際的なレベル・プレーイング・フィールドの確保という観点からはもう少しこの点将来的には手当てがされてもいいのではないかと思います。

一般的には経営者の保身ということについて非常に深い懸念が表明されておるわけでございますけれども、しよせんガバナンスがうまく機能していない会社というのは市場で淘汰されるのではないかとこのように思っております。

グーグルという会社がございまして。これは一九九八年にできました会社で、今、株式時価総額はソニーの一・五倍、日立の二倍でございます。これは検索の会社でございまして、この会社は栄えあるコーポレート・ガバナンスのワーストワン、ぶつちぎりのワーストワンでございます。これはどうしてかといいますと、創業者とマネジメントが出資の三割しかしていないにもかかわらず議決権の七割を握っている。これは絶対に買収されないという形の、非常に意味でひどい形なんです。ただ、実際経営がうまくいってればこれは株式時価総額とどんどん上がっていくわけで、これ経営がいったんまざるということになる間にこういう会社は淘汰されるということになるのだと思っております。そういう意味では市場で淘汰されるということになるのではないかとこのように思われます。

あと幾つかの点申し述べさせていただきます。今回の新会社法案の中で、ほかに取締役の解任決議をこれ一律に引き下げていくという部分がございまして。これはガバナンスの観点からは望ましいというところであると思えますけれども、これはある意味では過半数で解任できるということになりますので、中長期的な視野に立った経営というものがなかなか難しくなってくるのではないかなという懸念を持っておるわけでございます。

レジュメの次のページに参りますけれども、例えばデラウェア州では、取締役の任期は三年で、かつ解任には原則正当理由が必要というふうになっております。我が国ではこういうような規制はございせん。ですので、この点についても日本の会社というのは非常に意味では敵対的買収に弱い構造に現在のところはなっているのではないかと思います。

こういうものを解決する手段としていろいろあるわけでございますけれども、例えば日本版ESOPというものの活用も考えられてもいいのではないかと思います。これは衆議院の法務委員会でも村上世彰参考人が申しておったところでございます。

すけれども、これは従業員の価値と株主利益を合致させると。これは持ち株会社の税制優遇版ということでございますけれども、こういうものを今後創設することも考えられていいのではないかなというふうに思います。

それから二番目に、課題といたしまして、社外取締役の普及へ向けたインセンティブというものがやや欠けているのではないかと思います。

今回の改正によって社外取締役を導入するメリットは、委員会等設置会社に移行了場合には執行役に大幅に権限が移譲できるということと、特別取締役会制度、これは重要財産委員会の改組されたものでございまして、これが導入されるという二点に縮減をされておりますが、もう少しいろいろ社外取締役の役割というものを、これをもう少し関係各位の方で御認識をいただいてもよろしいのかなと思っております。株主総会よりも実は社外取締役による監視という方が実効性がある場合がございまして、株主総会ですとどうしてもばらばらの個人ということになります。社外取締役の場合には、これは変な判断をする代表訴訟でこれは訴えられるということもありませんが、これは皆さん真剣に判断をされるわけでございます。もう少しこういうものの活用というものを積極的に促進する措置もあつてもよろしいかなと思っております。

三番目に、組織再編の手当てのために更なる手当ての必要性ということですが、一例を挙げますと、例えば債務超過会社を当事者とする合併等については今回一定の手当てがされましたけれども、のれんを考慮してもなお実質債務超過であれば、引き続きそういう会社を消滅会社とする合併等が禁止をされておりますが、この場合、常に事前増資をしなければ合併ができないということとはなかなか実際には難しいところがございますので、こういう点についても今後手当てが必要になつてくるかと思ひます。

最後に、五月二十七日付けで出されました経済産業省と法務省の防衛策に関する指針について一

言申し述べさせていただきたいと思ひます。

今回、指針が各界からの要望で出されましたわけですが、私は個人的にはこれには若干の疑問を持っております。これは、事前予防型の規制から事後責任型規制への転換と、それから定款自治の広範な許容というのが新会社法の理念なわけでございますけれども、これにはやや逆行しているのではないかと。官が、要するにある程度民のやることについて指針を示すと。これは本来であれば国会で、先生方の方でこれは立法の形でそういうものを手当てをしていくべきものであつて、役所の方で指針を示すというのは若干いかなるものかなというふうに思っているわけでございます。

例えば、職務発明についての手続事例集、これ特許庁が出しておりますけれども、それから個人情報保護法についての指針、こういう民が何をやっていいかわからないときに、こういう方向でやればいいんじゃないかということを示すものは意義があると思ひますけれども、今回の防衛策の指針については、幾つかの類型を分けまして、こういうものについては良し、こういうものについては駄目という形で、ある種認定をしているわけでございますけれども、そこまで踏み込む必要があつたのかというについては若干の疑問がございます。

また、この指針そのものについては、実はパブリックコメントがなされております。これは、企業価値研究会の報告書についてはこれはパブリックコメントはされておりましたが、指針そのものは実はパブリックコメントには付されておらず、今後この点は改善していく余地があるのではないかなというふうに考えております。

若干時間を超過してしまいましたけれども、以上で私の意見を終わらせていただきます。

○委員長(渡辺孝男君) ありがとうございます。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○松村龍二君 自由民主党の松村であります。御三方、それぞれ非常に専門的なお立場、あるいはこの会社法の改正を手掛けて指導してこられた方々のお話を聞かせていただきまして、大変ありがとうございました。

よく国会議員が議論をするのにふさわしくないテーマが二つあると。それは原子力の問題であり、臓器移植の問題である。余りに専門的で、実際に原子力発電所を動かしているわけでもない人が原子力問題の安全その他の危険性について分かるわけがないじゃないかと、こんな議論もあります。また、臓器移植も同じ意味だと思いますが、この会社法も私にとりましてはどうも非常に専門的で、何だかさっぱり分からないというのが正直なところでございますが、質問をさせていただきます。

先ほど、神田参考人におかれましては、平成十三年からの商法改正の視点、過去との比較ということで、私どもにも分かりやすく、現在の商法改正の流れが戦後、また最近どういうふうになつていくかというお話をいただいたわけですが、また別の面から見たときに、日本がグローバルリズム、アメリカ型の資本主義を強いられたいというような時期でもあつたのかなと。

これは、そのことが日本にも利益をもたらすという面も確かにあるということも事実かと思ひますが、日本型の資本主義といひましようか、今中国型の資本主義ともいひ何か意味の知れないものがありますけれども、そういう意味において、日本型の資本主義といひ、例えば会社を経営して借金をすると。欧米ではそれが株で調達して、行き詰まればこれを倒産するというところで、正に株式会社というものの予期されたところの資本主義が行われるわけですが、日本においては、会社経営者が借金をして、金に行き詰まれば親戚、縁者にも借金をして経営しておると。した

がつて、会社が行き詰まるときに簡単に倒産することができない、首をくくらないと、で責任をきかないと親戚、縁者に迷惑掛けたことが清算できないというように資本主義が行われてきたと。アメリカほどドライに商売ができない。あるいは、不良資産についても、何で日本がそんな手間取るんだというふうな外国から見ると見えるかも分かりませんが、そういうことで手間取つていた時期があるんじゃないかと、こういうふうにも思ふんですが。

それから、「拒否できない日本」という文春文庫の本を読みますと、国際会計基準を押し付けられて、それがアングロサクソンの人たちが過半数を占める委員会、日本人は語学も分からないで、あれよあれよという間にそれを押し付けられてしまったと、したがって気を付けなさいとかぬというふうな本もあります。また、最近の郵政民営化の話も、日米構造協議、US・ジャパン・ストラクチャル・イニシアチブという中で、日本の資本が、いろんなものが自由化されて動くようにということをやアメリカが強要しておるといふような話も見られるわけですが、そういう観点から見たときに、今度の平成十三年からの商法改正、これが日本にとって純粋に裨益するようないかどうかが、神田先生のお話を聞かせていただき

と思ひます。

○参考人(神田秀樹君) 御質問ありがとうございます。

非常に難しい問題であると思ひますけれども、私も、先ほど申し上げましたように、私は、今回の改正を含めて、今先生のおっしゃつたような方向と整合的であると思つております。もちろん、個々の点につきましては賛否が分かれ得るような問題もあると思ひます。

それで、中小企業というんでしょうか、中小会社と、それから大企業というんでしょうか、世界各国で活動している企業とは私は多少分けた方がいいように思ひまして、先生御指摘のうちの例え

ば会社が悪くなったときでも簡単に倒産させることができないというのは、伝統的には日本は中小会社も大企業も同じ面があると思ひますけれども、グローバルという点から申しますと資本主義と資本市場とは別でありまして、私は、先ほど申し上げましたように、今世界じゅうで会社法改正競争を起している原因はITをベースとする資本市場の変化、革命であり、それはどういうことかといひますと、企業が資金調達をするそのやり方が変わつていて、またその資金を企業に出す側も、最近よく言葉を聞きます再生ファンドですとか、そういう形でお金の流れ方が変わつていくわけです。

そういう状況がある中で、各国とも伝統的な会社法は余りそういう資金調達の場ということを想定してありませんで、とりわけヨーロッパ系、ドイツ、フランス、日本の会社法はそういう面がございました。したがって、それに対応するために、日本だけではありませんで、ドイツ等も含めて、今大きな改正の流れがあるわけです。

これは主として大企業についてのことでございまして、中小の会社については、世界の資本市場を利用して資金調達をするということは余り現実的ではありませんので、そこは区別して考えることが可能かと思ひます。

以上です。

○松村龍二君 それでは、次に益田参考人にお伺ひしますが、先ほど、参考人のお話によりまして、今回の会社法につきましては、五つの問題を挙げられて、問題があるというお話でございましたが、それでは、今度の会社法は、改正してはどうか、こういう法律を作つてはいかぬというほどの問題点なのか、問題を御指摘されただけで、まあまあこういう会社法でも前進だといふふうにお考えなのかどうか、全体あるいは個別についてお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(益田哲生君) 私ともいたしまして、今回の改正が後ろ向きのものであるといふふう

ん。
先ほど両先生からお話がございましたように、今回の会社法の改正の基本精神は、事前規制から事後規制ということに大きく転換するという考え方に立っていると思うんですが、その考え方は私も弁護士会としても正しいものだということに受け止めておるんです。ただ、そのように事後規制に転換するときには、考えられる弊害についてどういう対処をするのかということも併せて考えておく必要があるのではないかと思います。

先ほどちょっと少数株主のことを申し上げましたけれども、この株主の受ける弊害に対する防止策につきましては、例えば株式買取り請求権であるとか差止め請求権であるとか、一応その弊害に対する防止策というのは考えておられるわけですが、しかしながらその防止策について考えてみますと、やはりちよつと事後的でありますし、かなり要件が厳しいということで、本当に実務で少数の人たちの利益の保護になるのかなと。あるいは金銭でもって買い取ればそれで済むというような問題になるのかなという、その辺りの事後規制に伴う弊害の防止という点をもう少しきちんと考える必要があったのではないかと、こういうふうには考えておるんですが、大きな流れとして事前規制から事後規制へ移っていくと、それから機関の設計を柔軟化していくというのは、私も弁護士会としては決して反対しているわけではありせん。

大きな流れの中で幾つか発生する問題点についてちよつと見忘れている点があるのではないかと、こういう点についてはもう少し違った観点で考えることが必要ではなかったのかという、そういう幾つかの観点を申し上げたわけでありまして、全体の流れとしてこれを否定的に申し上げているわけでは決してございません。もしそのように聞こえたとしてもすなわば、ちよつと私の舌足らずだと思えます。

以上でございます。

【参議院】

○松村龍二君 太田参考人にお伺いしますが、米国では社外取締役が経営のチェックをする仕組みの一端を成しており、コーポレートガバナンスが機能的に行われ、企業の国際競争力の源泉にもなっているようでありますが、日本におきましては本来の独立性のある社外取締役が余り普及していないわけですが、金融庁としてはこれを奨励しようとしているようでありますが、我が国の実情を踏まえて、独立社外取締役が普及するためにはどういう方策が考えられるか、御所見をお伺いします。

○参考人(太田洋君) 御質問ありがとうございます。

社外取締役の普及というのはなかなか難しい課題でございますが、まずその人材のリソースが確保されるかどうかということが大きな課題としてあるわけでございます。これをどのようにしてそういう人材のリソースを確保していくかというのは、まあなかなかこれは立法等でどうなるものでもございせんので、これ自体はすぐ一朝一夕ということにはならないと思います。ですので、これは社外取締役を導入するといういいいことがあるんだということを会社に対してある種のインセンティブを与えていくような仕組みをつくっていくかないと、なかなか企業の方は企業の方で経営の中にそういう社外の人が入ってくるというのを導入するのをちよつと促したいという、また、その社外取締役というものになってこの企業を外側から変えていこうという人もなかなか出てこないということになろうかなというふうに思っております。

ですので、制度の問題もさることながら、そういうある意味で社外取締役として活躍できるような経営のプロというものがもつと出てくるような形に社会全体として動いていかないと、なかなか大きな形で、社外取締役を例えば取締役の過半数にするとか、そういうことまでは一朝一夕には難しいかなというふうに考えております。

○松村龍二君 神田先生にお伺いしますが、先生

はこのたびの企業防衛の研究会の座長をしておられたと。で、それが五月二十七日に経済産業省、法務省が指針を出したわけでございますが、先ほど太田先生からこの指針につきまして御意見があったわけでございますが、それに対して反論といたしまして、神田先生の御意見あればお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(神田秀樹君) なかなか難しい問題だと思っております。まず、私が座長をさせていただいておりますのは研究会の方でございます。で、指針は経済産業省と法務省が共同で作成したものですので、役所の方で作成されたものでありまして、したがってそれについてここで私がどうこう申し上げるというのは余り適切でないかもしれません。

ただ、一点だけ申させていただきますと、これは太田参考人のおっしゃったことと矛盾するわけではないと思うんですが、まあ役所がどういふものを作ろうとしても、それが司法というふうな、つかさどる方、つまり裁判所等を拘束するわけではございません。

で、そうだとしますと、実務界の方は指針を求めているという状況の中で役所が何かを作る場合には、ちよつと表現が悪いかもしれませんが、厳しいものになつてしまふというんでしょいか、つまり指針を作つて、それに従つて、しかし裁判所へ行つて負けたと、これでは指針の何というんでしょいか権威が失墜するという、そういう表現がいいのかどうかは分かりませんけれども、そういう面があるものですか、一般論として申し上げますと、どうしても指針は、これに従つていけばほとんど大丈夫ですというか、かなりの程度大丈夫ですと少なくとも役所が考えるところで書かざるを得ないという面があると思えます。

で、問題は、先ほど太田参考人のおっしゃったのは、その反面というか裏側の方でして、そうでないものについてこれは危ないですよと書くかどうかという問題があると思うんですが、それ

このところが今回の指針についての読み方について、まあ賛否両論というんでしょいか、意見が分かれ得るところだというふうに理解しております。

○松村龍二君 太田参考人にお伺いしますが、今度の会社法につきまして、まあ今日傍聴の方もおられますけれども、アメリカ大使館とか商工会議所から、擬似外国人のあの八百何十条というのが、何かそれによつて会社を、形態を整えるために大変なお金が掛かるというふうな、何か御要請がされているのを聞きかどうか知りませんが、もしも外国に、アメリカの法制について非常に詳しいようであれば、これについて何か御意見ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(太田洋君) 御質問ありがとうございます。

さすがに私もそのアメリカ等におきましてこのような擬似外国人の制度がどういふふうな形になっているかというのは必ずしもつまびらかではないわけでございますけれども、ただ、今回の新会社法案の方向自体は、これはある種、我が国の法制としてはそれなりにあり得るというか、ものではないかなと思います。

といいますのは、要するに、我が国で専ら事業をする会社について、これを我が国の商法に従わないで外国につくつて、その例えは東京支店という形で営業をしていいということになりますと、我が国の会社法が空洞化してしまうという問題があるわけでございます。

極端な話をいたしますと、例えばデラウェア州が敵対的買収に対して経営者フレンドリーであるということになって、で、別に擬似外国人の制度がないということになりますと、日本の会社が全部デラウェア州に本社を置いて、で日本で営業するということもできるようになってしまうわけです。法制度という点から考えた場合には、我が国で営業して我が国で事業をしている以上、我が国の会社法に従つて設立され、運営してもらいたい

で当たり前ではないかと。逆に、そのような形にしないと、どんどん我が国の会社法が空洞化していつてしまつて、もうトヨタもソニーも全部本社はデラウェア州だと、デラウェア州会社だというふうに言われてしまつたら我が国の会社法はどうなつてしまうのかという話がございますので、この方向自体は、今回の新会社法の方向というのは間違つてはいないというふうに思つております。

去年の七月に当選させていただきまして、千葉
理事始め理事の皆様方の御配慮で対政府質疑は何
度もさせていただいたんですが、参考人質疑は今
回が初めてになります。

私たち民主党には次の内閣という一種のガバナンスがありまして、築瀬さんがネクスト法務大臣なんですけれども、その築瀬さんから、前川君の質問はいいね、いつも反対尋問みたいでと、こういうふうに言つて、僕はそういうことを意図したつもりはないんですが、今日はちよつと主尋問のつもりに意図してお尋ねいたしたいと思います。よろしく御指導いただきたいと思います。

それで、今日の参考人質疑に先立つて、神田先生の「会社法制の現代化に関する要綱案についての解説」という論文を読ませていただきました。この中に単語として何か所か、大規模公開会社かどうかという単語が出てまいります。益田先生のお御発言の中にも基本的視点の②の中で、大規模公開会社においてはどうかこうだというような御発言がありました。

そこで、まず益田先生にお尋ねしたいんですが、公開会社という言葉はどういう意味でお使いになったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(益田哲生君) 基本的には、証券市場で株式が公開され、証券市場で株式が流通している

○前川清成君 私も公開会社というのはいふふうの意味だといふふうに考えて、そういうふうに使つてまいりましたけれども、実は今回の会社法案の二条の第五号で公開会社の定義が設けられておりまして、公開会社というのは、その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社承認を要する旨の定款の定めを設けていない会社をいふと、こういうふうな定義があります。これは、今、益田先生がおっしゃった公開会社の定義とは異なつてまいります。

それで、神田先生の論文なんかを読みますと、実はその中で株式譲渡制限会社という単語を何度もお使いになっています。私は、今申し上げたその二条の五号ですけれども、今まで使ってきた公開会社の定義と違う定義を今回定めていますので、むしろ神田先生がこの論文の中でお使いになっている株式譲渡制限会社という用語の方が適当ではないかと、こんなふうに考えておるんですが、神田先生、いかがでしょうか。

○参考人(神田秀樹君) ありがとうございます。

これは言葉遣いなんですけれども、私も個人的には、公開会社という定義を今回の会社法案のように定義しますと非常に広くなってしまうので、これまでの世の中の一般の言葉からいうとちよつと違つてくると思います。

これまで株式消却特例法という法律が一度ありまして、それ自体は平成十三年改正で廃止されたんですけれども、その中では公開会社の定義は上場会社又は店頭登録会社というこの二つ、具体的には、したがってほぼ証券取引法適用会社、全国で約現在四千社だと思えますけれども、そういうものでありました。これは法律上の定義でした。

ただ、その法律は商法本体ではございませんでしたので、これまで商法本体で公開会社という定義を使ったことはありませんで、今回初めて入ってくるわけであります。株式譲渡制限会社以外

ただ、御指摘のとおり、一般に使われている言葉とはちよつと違うというか、ちよつと広い概念であることは確かだと思います。

○前川清成君 この点で、太田先生は会社法実務に大変お詳しい御様子ですけれども、実務に混乱は生じないでしょうか。

○参考人(太田洋君) 太田でございます。御質問ありがとうございます。

これはやはり、当初は実務にいろいろと混乱というものは生じることは、これはやむを得ないことなのかなというふうに思います。

今回の新会社法案、これはほぼ千条にわたる大法案でございまして、しかも今までの概念を今の御指摘のございました公開会社のようにかなり違う形で用いている言葉もございまして、そういう意味では、当初、これはある程度実務の方で混乱が生じ得ることはなかなか避け難いのかと思っております。

○前川清成君　ありがとうございます。

次に、最低資本金制度についてお教えいただきたいと思いますが、益田先生の方から最低資本金が一千万円というのはいささか行き過ぎではないかというような御発言がありました。

私は今まで、これまでは有限会社という制度と株式会社という制度二つあったわけですから、別に株式会社が一千万円であつたとしても三百万円の有限会社があるわけですから、制度として使い分ければ行き過ぎはないのではないかと、こんなふうに考えておつたんですが、その行き過ぎという点について御説明をお願いします。益田先生に。

○参考人(益田哲生君) 前川先生がおっしゃるの
はよく分かるんですが、ただ今回、御承知のよう
に、有限会社と株式会社をドッキングするという

○前川清成君　それで、少し神田先生に今の点に
関連して今回の改正の基本的な方向というのを
教えたいと思うんですが、今、益田先生が
おっしゃったように、有限会社を廃止して株式会
社に一本化しました。その一方で、合同会社、L
LCをつくりました、あるいはLLPも設けるこ
とができました。この辺の關係がよく分らない
んです。

それで、神田先生、東大の学生に教えるんじゃないくて、その辺に一杯いてはる市民の方、会社経営者の方に分かるような、簡単に一言でお教えたいただきたいんですが、有会社社というのが廃止されましてけれども、それはどういう会社だったのか、今回設けられる合同会社というのはどんな会社なのか、この辺を分かりやすく一言で御説明願えませんか。

○参考人(神田秀樹君) ありがとうございます。
できるだけ一言にしたいと思いますけれども。

有限会社は廃止されたわけではありませんで、有限会社形態と株式会社形態が統合されて一つの類型になりました。これは制度的には、お金を出す人、出資者と言っていますけれども、今度は株主になりますけれども、と経営をする人、これは取締役一人かもしれないんですけども、今までの有限会社もそうでよかったです、これが分離しています。したがって、お金を出す人と経営をする人とは制度的には分離しています、実際はともかくとしまして、そういう仕組みです。

それが非常に大きくなっていきますと、先ほどの大規模公開会社じゃないですけれども、非常に複雑な経営のシステム、それから経営を監視するシステムも要求されてきています。これに対して、合同会社、これは合名会社、合資会社という類型がこれまでございまして、今度の法案では

持分会社になりましたけれども、これは出資と経営は分離してもよければ分離しなくてもいいし、それから、かつ、その経営の仕組みも、何というんでしょうか、組合型規律と言っているんですけども、極端な例を挙げますと、お金を出す人が自分が業務執行、すなわち経営にそのままタッチしてもいいと、そういう意味で、そのところが固くない、私は柔らかいと言っているんですけども、余りそれだけではよく分りにくいと思うんですけども、簡単に言うと、そういう類型です。

○前川清成君 有限会社で経営と出資とが制度的に分離しているという御説明をいただいたてもちよつと我々の実感としては納得できないといえますかね、有限会社をやっている人は、有限会社にお金を出している人はその有限会社の社長さんですのですね。

結局、よく分からないのは、なぜ一方で有限会社を廃止しておきながら、今回合同会社という新しい会社類型を設けることになったのか。その必要性といえますか、経済的な必要性も含めてちよつとよく分からないので、もう一度今の点で御説明願えたらと、こう思うんですが、いかがでしょうか、神田先生。

○参考人(神田秀樹君) 合同会社は、LLPも同じだと思っただけですけども、内部のそのつくり方というのを組合的規律というふうに呼んでいるんですけども、自由に当事者が決めてよろしいという、そういう仕組みであります。そういうものに対するニーズが出されたので今回これをつくったというところであります。

先生が恐らくおっしゃっておられたのは、いや、有限会社であっても、廃止ではなくて統合なんです、新株式会社の中でそれができるではないかと、だから新たに合同会社やLLPは不要ではないかというふうには私は受け止めたんですけども、それは私の先ほどの答えが十分でなかったかもしれないけれども、有限会社であっても、先ほど申し上げましたように、出資者は一応取締

役は選ばなければいけないんですね。そして、その社員総会を開くことから始まって幾つかのことはしなければいけないわけでありまして、それを私は固いというふうに呼んできたんですけども、固い、柔らかいという言葉で日ごろ呼ばせていただいているんですけども、そういう、なぜそういう固い構造が必要なのかという論点は別途ありますけれども、逆に申しますと、合同会社ですとかLLPに対する要請があったというのはその点にございます。

なお、もう一点だけ、実は税の点での新しい形態というんでしょうか、合同会社形態については議論もありましたけれども、ちよつとその点は別にしてお話しさせていただきました。

○前川清成君 ニッポン放送事件に関して太田先生がお書きになりました「ニッポン放送新株予約権発行差止仮処分申立事件決定とその意義」という論文を拝読させていただきました。結局は現行法の二百八十条ノ十、二百八十一号が言う著しく不正な方法による発行になるんで差し止めた、こういうことなんだろうと思います。

この点は現行法、いやごめんなさい、今回提案されております、提出されております会社法案でも二百八十条の二項で著しく不正な方法によって行われる場合には差止めを請求することができるといふ条文が残っておりますので、この点に関係してお尋ねしたいんですが、この著しく不正という言葉の意味が実はよく分からなかった。どういふ場合が著しく不正になるか。

神田先生の教科書も読ませていただきました。神田先生の教科書の、私の持っている本は第三版です。で少し古いのかも知れませんが、神田先生の教科書の二百六ページには、著しく不正な方法による新株発行とは、例えば資金調達のための云々かんぬんと解されているというふうな例示はされているんですが、こういう場合、判断基準といえますか、メルクマールといえますか、定義といえますか、それ自体はお書きいただいているいらないです。

鈴木竹雄先生の教科書を探してきましたけれども、それも括弧書きで取締役の一部の者に不当に多数の株式を割り当てる場合など、こういうふうな書き方がされています。

先ほど、太田先生の方から六月一日の判決のことも言及されましたけれども、こういう場合が著しく不正な方法なのかということがやはり一義的に明らかにならないと、これからの商売をして、会社経営していくに当たってやはり予測可能性という点で問題があるんじゃないかな。やつてみて裁判所が判断してくれるまでいいかあかんか分からへんというのではちよつと困りものかなと思っただけなんです、そこで太田先生にお尋ねしたいんですが、太田先生と神田先生にお尋ねしたいんですが、この著しく不正な方法というのは定義を設けるとしたら、判断基準を設けるとしたらどのように考えればいいのか、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(太田洋君) 私のくだらない駄文までお読みいただいております、大変恐縮いたしております。

私、その定義を設けるとしたらどのような定義がいいかというような高邁な議論を私の方から申し上げるべき立場ではないわけでございますが、判例の流れを見る限り、従来はこれはいわゆる主要目的のルールというものがございまして、これはすごく簡単に申しますと、会社の資金調達の目的と、それから取締役等の自己保身の目的とを、これをてんびんに掛けてまして、この自己保身の目的の方が重いというときには不正である、資金調達の目的の方が重いというときには、これは不正でないという考え方であったように思っております。

ただ、これは、ニッポン放送の事件で若干これは修正をされて、なぜかといいますが、新株予約権というのは本来的には余り資金調達を目的としたものではないわけです、株式の発行ですと資金調達を目的しております。ですので、ニッポン放送の事件ではそれをもう少し資金調達の目的

というところを拡大しまして、取締役は一般的な経営権限に属していること、そういう事柄と、それから自己保身の目的とをはかりに掛けるということではあったんですが、ただ、ニッポン放送の事件の場合には、基本的には取締役は選ばれる側であるのかかわらず、選出側である株主の構成を、これを変更するのはそれは許されないと、原則。ということでは不正ということになったんだと思っただけなんです、先生御指摘のとおり非常にこれ予測可能性がない条文ではあるわけですが、ある意味で事前に、何といいますが、どういう場合が不正かというのは、全部これを類型化するというのがなかなか立法される立場からすると難しいであろうなということと同時に感じるところでございます。

○参考人(神田秀樹君) ありがとうございます。

著しく不正な方法というような基準というのは、裁判所に行つたときに裁判所がその基準を適用するものとして、ここだけではありませんで、日本の商法でもほかにもございます。例えば、有名な条文で申し上げますと、株主総会決議取消しという、現在の条文で言いますと二百四十七条一項一号、法案で申しますと、今慌てて探したんですが、八百三十一条一項一号でございます。これは株主総会決議が著しく、もうちよつと前から読まなければいけませんけれども、ちよつと省略させていただきますまして、著しく不正なときと、手続とか方法ですけれども、の場合であります。これはアメリカでいえばフェアネスと、著しくを付けないやいけませんので著しくアンフェアな場合ということになるかと思っております。したがって、これをどんなに定義してもそれ以上は定義できませんで、やはりすべての事情を考慮してそれを決める。これはアメリカでもそうですし、ヨーロッパでもこういう基準を作る場合はそうであり、どの国でもそうです。

したがって、それを事前に明らかでない、やつてみなければ分からないや困るではないかというのは全くそのとおりなんですけれども、お

よそ事後的な基準というんでしうか、ということについてはすべての事情を考慮して判断しますということがないと、事後的な基準としての意味も逆にならない面もあるわけですね。

したがって、どこの国でもそれはフェアネスということをやっているわけでありますので、あえてこれを定義し直せと言われますと、二百八十条ノ十について申し上げますと、例えば私であれば一部の株主に不当であるとか、著しく不当であるという程度にしか定義はし直せないわけでありまして、あとは判例とか経験によっておのずから予測可能性が高まっていくという、そういうことではないかと思ひます。

○前川清成君 本日はもつとお教えいただきたいこともあるんですけども、時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○木庭健太郎君 公明党の木庭健太郎でございます。

三人の参考人の方々、貴重な御意見をありがとうございます。

まず、個別の課題で何点か伺いたいんですけど、まず神田参考人にお伺いしたいんですけども、先ほど松村委員の方から話がありました、擬似外国会社の件でございます。この件について、今、外国企業の皆さんが大変今回の法改正について、これでは日本から撤退せざるを得ないのではないかというような心配も現実なさっている面もございいます。

そこで、神田参考人にお伺いしておきたいのは、会社法案においてはいわゆる擬似外国会社に関する規定を改正するというのが盛り込まれているわけですが、仮にこの擬似外国会社の規定を撤廃するとどんな問題が生ずるのかという点について伺いたいのと、もう一点、いわゆる会社法、今度は八百二十一条でこれを規定するわけですが、現行の商法四百八十二条がございいます。この四百八十二条よりもこの八百二十一条というのは規制を強化するものになるのかどうか、この点について、二点お尋ねをいたしたいと思います。

○参考人(神田秀樹君) 御質問ありがとうございます。

第一点でございますが、四百八十二条を撤廃するという意見も法制審議会の部会ではなかったわけではありせん。しかし、結論としては採用されませんでした。その理由ですが、先ほど太田参考人がおっしゃったこととほぼ同じであります。

すなわち、外国会社と擬似外国会社の区別しなければいけません。外国会社は外国で事業をしていて日本でも事業をする会社であるのに対して、擬似外国会社というのは専ら主として日本で事業を行う会社です。そういう専ら日本で事業を行う会社が、設立だけは日本国外ということによつて日本の商法の適用はない、これでいいののかというのはいさよと幾ら何でもおかしいのではないかとこのこととあります。したがって、撤廃という議論にはなりません。

他方、次に申し上げます二点目とも関連しますけれども、現在の四百八十二条だと思ひますが、解釈がちよつと不明確で無理な点がございますので、その点を改めて作り直したのが今回の八百二十一条ということになります。

そこで、二点目の御質問でありますが、もうこれは先生御存じかと思ひますが、現在の四百八十二条という条文は、いったんそういう日本で専ら活動をしている会社である、擬似外国会社であるということになりますと、その判例理論、これは古い判例でして、大審院では大正七年十二月十六日、それから戦後では東京地方裁判所の昭和二十九年だつたと思ひます、の決定ですけれども、日本法上法人格は認めないということになります。そうしますと、第二点として、代表者が日本で行った行為については、その法人に日本法上は効力は帰属しない、代表者個人が言わば責任を負うことになります。

このうち第一点の方が問題でありまして、それですと法律関係が非常に不安定になるということと、学説の中には、私も実はそういう立場なんですけれども、第一点是否定しない方がいいのではないかとこのふうに考えてはまいりましたけれども、多数説にはなっておりません。

したがって、従来の判例を前提としますと、今回の改正はどうなるかといひますと、第一点の法人格を認めないという点は改善いたします。第二点の代表者が責任を負うというのはそのままです。したがって、現在の四百八十二条よりは改善されるというのが私の理解でありまして、したがって、今回こういう提案がなされているということだと思ひます。

○木庭健太郎君 次に、益田参考人にお伺いをいたします。

今回、いわゆる最低資本金制度について撤廃をすることになったわけですが、この最低資本金制度については払込価額規制が依然として一定の機能を果たしていると、益田参考人始め日弁連の考え方あるようでございますが、本制度の撤廃についての意見及びその理由というのを伺っておければと思ひます。

○参考人(益田哲生君) 弁護士として実務をやっておりますと、もちろん大会社が日々活発な事業展開をしておられるわけですが、大阪の方ではほとんど中小企業ということになります。そうしますと、やはり実務をしている中で、時として詐欺的な会社の設立というものが直面をいたしまして、非常にそれで市民の方が被害を受けるという事例がやっぱりまた出てきておられるわけでありまして、確かに、三百万円を下回れば配当ができないとか、そういうことでカバーできるんじゃないかというお話があるんですが、やっぱりこの設立時の規制というのは、少なくとも三百万円というのは必要ではないかと。起業をできるだけ促進したいという目的はよく分かるんですが、やはり設立時のそういういった病理的な現象をクリアしようと思ひますと、最低限三百万もの金額は必要ではないかと。これは、日々、町で仕事をしている弁護士の実感としてはそういうものを持っております。

以上でございます。

○木庭健太郎君 太田参考人に、先ほど、先月二十七日に発表された敵対的買収防衛策指針、いわゆるガイドラインに対する評価等を言っていたいただきましたが、一方、東京証券取引所におきまして、四月二十一日だつたと思ひますが、株主総会を控えて各企業が防衛策の検討を進めている現状を踏まえて、過剰な防衛策に対する警告の意味で緊急に留意事項を通知したというような報道もございました。

今後、先ほど評価をいただいたガイドラインとかこの会社法案などを踏まえまして、秋にもこういった規制化する意向ということもありましたが、こうした動きについての所見を伺っておきたいと思ひます。

○参考人(太田洋君) 御質問ありがとうございます。

私の専ら個人的な意見ということになるかと思ひますけれども、まず証券取引所がガイドラインを設けるというのは、これは証券取引所が取引所としてどういう企業を上場させるかということの政策もございいますので、これは法務省なり経産省が指針を出すということとはレベルの違う問題ではないかなとは思っております。

ただ、アメリカの事例ばかり持ち出して恐縮ではございますけれども、実はNYSEもナスダックも、こういう防衛策に関するガイドラインといひますか、規制というのは、実は複数議決権株式と言われる、黄金株と言われるものに限っております。しかも、これはIPO、要するに新規上場するときには適用がされないという形、既存の会社が一部の株式を黄金株にするということについては規制がされているわけですが、新規上場のときには適用がないと。であるからこそ、グループは先ほど申し上げましたようなかなり特殊な形になっているわけがございいますけれども、これは防衛策というものの、なぜアメリカがそういうふうになっているのか、深い理由を私、存じ上げてはいるわけではないんですが。

実は証券市場で、先ほど公開会社の話もございましたけれども、証券市場で上場しております会社の規模、大小というのは非常に開きがございます。トヨタですと株式時価総額十兆円近くになりますし、片やジャスコや上場の会社ですと時価総額数十億円という会社もざらにあるということで、防衛策というのは、ある意味で非常に高度な経営判断に属するものでございまして、なかなか一律の規制がなじみにくい分野ではないかというふうに思っております。

であるからこそ、アメリカの場合には、むしろもう黄金株というようなかなり極端なものはない、あとはもう市場の淘汰に任せるといふ政策を取っているのではないかと、私には推測をしております。私自身はその方が結果的には社会実態に合った形の、何といいますが、バランスに落ち着いてくるのではないかと、私には思っております。

以上でございます。

○木庭健太郎君 神田参考人及び益田参考人、御兩人にお伺いしたいんですけれども、今回、法案、先ほど神田参考人から度重なる改正というお話も、その一定の整理という問題もございました。ただ、今回の法改正を行った上で、その後、例えば企業の結合法制などの問題などが言われておりますし、そういった問題に対する考え方も、まあ今度結合法制に関する考え方も含めて、今後残された検討課題があれば、どのような課題があるというふうな認識をされていらっしゃるか、神田参考人及び益田参考人、それぞれお伺いしたいと思います。

○参考人(神田秀樹君) 私は、現時点では二つくらい感じております。

一つは、今先生が御指摘の企業結合法制と呼ばれているものでして、日本の企業、これは世界でもそうだけれども、単体で存在している企業というのは非常に少なく、いろいろな形で企業グループの一部あるいは企業グループを形成しているわけです。こういう場合に会社法をどうする

か。現在は、一つ一つの法人格といふか会社を単位の原則物事を考えて、全体で考えたりやいけない部分は特別に考えるという発想です。これをむしろ経済実質といふか実態を重視するのであれば、グループとして活動しているわけですから、グループといふものを単位に法制度といふものを考えられないかと。これは非常に難問でありまして、しかし残された大きな課題だとは思っています。

もう一つは、違った角度ですけれども、この度々変わりますと、今回もいろいろの整理整頓をされているような規定があるんですが、またこれ、新しくこれを動かしていきまして、いろいろ出てくるのではないかと思います。したがって、引き続きそういう、まあ整理整頓といふ言葉がいかにかどうか分らないんですけれども、そういう旨の改正といふのは実務に動かしみて是非続けていかなければいけないのではないかと思います。

○参考人(益田哲生君) 私も基本的に神田先生と同じ意見なんですが、一つは、お話がございましたように、企業結合法制の点が先送りになったというところだと思うんです。

実務の社会では、もう既にホールディングスなどのように完全親会社、完全子会社という関係になっておりまして、経済的にはもう一体として運営がなされている。ところが、商法の規定は単体主義といふことで、それぞれの法人ごとに適用がされるというスタイルを今回も貫いておりますので、法体系と社会の実態がミスマッチを起しているというこの現象は今後も続くわけでありまして、これをもう実務にゆだねるということだけで、実務等にゆだねるだけではないのかということになります。私はそうではないだろうと。

例えば、今回先送りになりました多段階代表訴訟という、親会社の株主が子会社の取締役が行った違法行為について何か規制ができる道がないのかという、こういう問題が提起されて、これは先送りということになったんですが、この企業結合法制といふものは非常に難しいと思いますが、や

はりしていかねばならない問題だろうというふうな思っております。

例えば、労働法の社会なんかでは、結構、親会社と子会社との関係につきましては、親会社が実質的に子会社について責任を負うというような形で実務は進んでいるわけですが、こちらの方も実は法整備そのものはまだまだ進んでいないわけであらうな問題がいろいろある場面が残されているだろうなというふうに思っております。

あとは、いろいろ今日は細かいところでも御指摘申し上げたんですが、これは、今回の会社法が施行されて、やはり何年かたつて、それがどういう形で実務に弊害となつて出るのか、弊害が出ずに出るのかということが出てくると思っております。それを踏まえて更なる改正というのは当然必要になつてくるだろうなというふうに思っております。

以上でございます。

○木庭健太郎君 じゃ、最後に太田参考人に、今のお話の続きになるかもしれませんが、親会社と子会社間の法整備といふことは課題となつてはいるんですが、この点について何か所見があれば伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○参考人(太田洋君) 御質問ありがとうございます。

結合企業法制は、これは、私もこれは今後重要な課題であるといふふうに考えております。

ただ、実務家の立場からすると、企業というのは常にある意味で抜け道を探る習性がございますので、多段階代表訴訟が、これは衆議院の法務委員会でも江頭先生が御指摘されていたことかと思

いますけれども、多段階代表訴訟が導入されると、じゃ今度は持ち株会社じゃなくして、その子会社だったものをコーポレートディビジョン制みたいなものにして全部営業本部長にしてしまふということがあるのかというふうにも思いますが、ある意味ではそれは、多段階代表訴訟の問題はなかなか難しいといひますか、規制と問題点とのまあ追い掛けつ追いつかないことになる

気もいたしますので、どういう立法にするかというのは非常に難しいんだろうなというふうに考えております。

○木庭健太郎君 終わります。

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史でございます。

既にいろいろな質問ありましたので、ダブらない部分だけお聞きをしたいというふうに思っています。

私はふだん財政金融委員会に所属しておりますので、この会社法そのものといひますよりも、これによって経済の現場がどうなつていくのかという点でお伺いしたいと思ひますが、最も関心があるのが三角合併、対価の柔軟化の部分でございます。一年後からそうするということですが、これによって何が起きていくかという点中心にお伺いしたいと思ひますけれども。

これが外資系の企業の強い要望であつたというのは事実として関係者の話からも私も聞いていますところでございます。ただ、私、あらかじめ申し上げますと、外資系企業入つてきやすいかぬとか、鎖国政策取るべきだとか、そういうことは思っておりません。また、神田先生が新聞で主張されているように、過剰防衛といふのはかえつて企業価値を低めしてしまうというふうなことも事実あるといふふうに思ひます。ただ、今、先ほどから指摘されているように、欧米、特にアメリカと日本の株式の時価総額が余りにも格差があり過ぎると。その理由として、日本企業の責任もあると思ひます。配当が少ないとか、不況で株価が低迷しているとか、企業価値の問題もあると思ひます。

ただ、事実として、今、現実として格差が大きいのといふところをどうもたすかといふことですが、一言思ひますこと申し上げますと、アメリカの株価といふのは、そもそも日本から、世界から入り込んだマネーによって保たれているという点も大きいわけですから、おかしな話ですけれども、その高い株式を使って日本企業を例え

アメリカの会社が買収するということは、日本のお金を使って巡り巡って日本の企業を買収するというふうな構図もないことはないわけでありますので、そう自由競争のきれいな事ではないというふうに思っているところです。

そういう点で、対価の柔軟化、つまり外国の親企業の株式を使って日本の企業を買収できるという部分について幾つかお聞きしたいと思います。まず、分類的に言いますと友好的買収と敵対的買収があって、友好的買収の場合ですと、経営陣が買収される方の企業の経営陣が一応賛成をしています。手法としては株式交換ですね、三角合併も含めて。そういう手法がスタンダードであって、敵対的の方になりますと、敵対的という言葉についていろいろな議論があるようですね。けれども、仮にそうくった場合、買収される方の経営陣が反対をしていると。手法としては株式の公開買い付け等々、株式取得というふうになっていくと。

そういう点では、この三角合併というのは友好的買収の方に使われる手法というふうに一応分類はされているんですけれども、私は経済の現場とこのはいろんなことが起きているのではないかと。私もそのアメリカの実情詳しくありませんが、いんなことが起きているというのは聞いております。それから、実際には、例えば、この前のライブドアなんかのことも想定して考えますと、最初、公開買い付けをやって、一定の多数、一定の比率を占めてから合併に入ると、こんなこともあり得るわけですので、三角合併、対価の柔軟化が必ずしもフレンドリーな場合だけということになるのかどうかという疑問は持っているところなんです。

そういう点で、要するに、外資の企業にとつては、友好的とは限らない企業買収もこの三角合併あるいは対価の柔軟化によってやりやすくなるんではないかというふうな、やりやすくなる方向にはなるんじゃないかというふうな私、思っております。

そういう点で、外資系企業について客観的に事実関係として教えていただきたいんですけども、今でも公開買い付けで日本企業の株式を買うことができるわけですが、なぜわざわざ外資系の企業が三角合併を望んだのか、要求してきたのか。あるいは、何が彼らにとって便利になるのか。この辺、ちょっと現場の話も含めて、神田参考人と太田参考人の御意見を伺いたいと思います。

○参考人(神田秀樹君) 御質問ありがとうございます。

まず、三角合併自体は、先生も最初に御指摘のとおり、内外にかかわらずということですので、日本の企業にも逆に三角合併のニーズがあるということが当然あると思います。

それから、御質問の点、二点に分けてお答えさせていただきます。一つは友好的か、敵対的かというお話ですが、合併自体は友好的、すなわち経営者が合併契約を締結し、株主総会に提案するもの、しかし、先生が御指摘のとおり、敵対的買収者もまず株を過半数を集めれば経営者を交代させることができます。その結果、交代後の経営者に賛成してもらうことができますし、もともと、三分の二以上集めればいなり合併決議を通すことができますので、第一弾、敵対的に入って、第二弾をこの合併を使うというふうな考えれば、その意味で、間接的にというんでしょうか、影響はあり得るというのは御指摘のとおりになります。

それで、もう一点、なぜこういう三角合併を望むのかということなんですけれども、これはちょっと私の推測にもなりますけれども、三角合併のプラスの面は何かということだと思えます。これは簡単に申しますと、外国の会社が日本の会社を買収する場合について申しますと、日本の会社の株主にその外国の会社の株を渡すことだと思えます。

従来は、直接、日本の会社があつて、例えばア

メリカの会社があつて、直接二社が合併することはできません。いろいろな理由でできないんですけれども、そこで日本に一〇〇％子会社をつくって合併していただくけれども、対価柔軟化がありましても、その日本につくった子会社の株を日本の会社に渡すという形での合併でしかできない。現在もそうだけれども、そういう株をもらつても日本の株主は余り意味がないわけですね、一〇〇％子会社の株です。むしろ、親会社がちゃんとしているのであれば、親会社の株をもらった方が有り難い。そういう意味で、話を進めていく上で親会社の株を渡すという方が話がまとまりやすいんだと思います。

では、御指摘のように、公開買い付けという方法が現在ありますし、あるいは株式取得という方法がございます。つまり、株式を言わば交換、商法で言う株式交換と違いますけれども、日本の会社の株主に親会社の株式を渡し、すなわち株を譲ってください、こういう形で、株の交換ですね、普通の意味での交換というものをすれば同じことができるんですけれども、二つまあ従来障害があると言われていて、一つは、税制上非常にコストが掛かる。それからもう一つは、例えば公開買い付けの場合ですと、制度的には用意されているんですけれども、やはりいろいろな事情で、主として私はやはり税の点が大きいと思えますけれども、使いにくい。そこで、三角合併という形に対して要請が高まったというふうに理解しております。

○参考人(太田洋君) 御質問ありがとうございます。

おおむね今、神田先生がお話されたことで尽きているかと思うんですが、一点目のその三角合併を友好的な合併、友好的な買収にしか使われないのかということでございますけれども、これは最終的に株主総会での特別決議が必要ということからすると、最後は友好的でないといけないんだと思えますけれども、例えば、プレミアムを例え一〇〇％付けましよう。要するに、日本の

会社の株が一株千円のところを二千円相当のアメリカの会社の株を上げましようということになった場合、これは、株主の方からはかなり圧倒的な支持を集めることが可能なわけでございまして、事実上、経営陣の側がその高いプレミアムが出された場合にそれがいけない切なくなるという意味では、最初敵対的かもしれないけれども最終的に友好的な買収に追い込まれると言うとあれですけれども、そうなるという事態はあるのかなと思っております。

それから、先生御指摘の二点目の、現在でもそういう、何といいますが、直接交換する制度がなくはないのになぜ三角合併かというところでございますけれども、御指摘のとおり、エクステンデッド・オフ・アールという形で現在でも外国の会社がその外国の会社を交換する対価として日本の会社の株主に公開買い付けを掛けることはできるわけでございますけれども、これは在日アメリカ商工会議所の規制緩和要望等を見ておりますと、一番最初は株式交換ということを言っておつたんですね。その株式交換は今税制上、課税繰延べが広範に認められていて、これは、日本企業同士のM&Aでこれは認められているけれども、これを外国企業、要するに外国企業を買収場合でもこれを認めてほしいというところが出発点であつたというふうに記憶しております。

ですので、やはり税制上の問題が大きいのかと。やはりエクステンデッド・オフ・アールで日本の会社の株とアメリカの会社の株を交換しますというときに、これは、課税繰延べというのはなかなか難しいわけなんですけれども、合併とか株式交換とかそういう組織再編だということになりますと、組織再編課税制のようなものもございまして、これは課税繰延べが認められやすいんじゃないかというふうなところが背景にあるのではないかなというふうな推測はしております。

○大門実紀史君 そうすると、税制面の、この三角合併の税制面というのは今財務省では検討している最中のものでございますけれども、今のお話だと、今

の株主への課税の繰延べがどう認められるかというのとはあると思うんですが、簡潔に神田参考人にお聞きしますけど、どういうふうなこの三角合併の課税あるべきか、どういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(神田秀樹君) これは三角合併でない合併の場合と同じように、一定の条件を満たしたもののについては、法人レベルでの含み益と呼んでもよろしいかと思いますが、その課税を繰り延べるということになると思います。それに応じて当然株主レベルでの課税も影響を受けてくるということでございます。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

もう聞くことが少なくなつて、最後にお聞きして、終わりたいと思います。

こういうアメリカカンスタンダードといいますが、いろんなものもいんですけれども、ルールの方もきちんとすべきではないかと思つてるところですけれども、企業間の買収でライブドア問題も集中審議があつたわけですが、一般株主の利益が置き去りになったり、あるいは不利益被つていくという場合が起りがちなんですけれども、一般株主、国民が会社相手に、アメリカなんかでよくあるようですが、訴訟を起こすとか、あるいは不正をただすという点の仕組みもきちつとつていく必要があると思うところなんですけれども、それが逆に企業のガバナンスも高めていくという両面があると思うんですけれども、その点で、クラスアクションあるいはデイスカバリー等の導入ということも含めて、今後の在り方どうお考えか、これは益田参考人に最後に伺つて、終わりたいと思います。

○参考人(益田哲生君) 私は、今回、買収と企業防衛のことについてはあえて触れなかったわけですが、これ両先生からのお話もございましたように、今後、有事における対抗策じゃなくて平時における対応策ということに軸足が移るんだらうと思うんですが、やっぱり三つの要素といえますか、原則は維持されるのではないかなと。

一つは、目的の相当性。これは買収する側も防衛する側もそうなんですが、株主共同利益をいかに確保するのか、向上するのか、どちらの政策がそれに資するのかという、そういった目的で判断されるだろうと。それから、手続の相当性というのやはりあるんだらうと。これは事前に開示をして株主の意思を問うということになるかと思つていますが、そういったことであるとか、それからもう一つは、内容の相当性というのがあるんだらうと思つています。これは、お話がございましたように、株主平等の原則に照らしてどうかとか財産権保護の原則に照らしてどうかとかいった、そういう点で考えていかれるということだろうと思つていますが、やはり先生が一つの例として挙げられました買収と合併という点で申しますと、株主意をいかに問うたかということが今後やはり裁判の中ではかなり重視されるのではないのかなと。この辺りは実務では株主の利益をどうやって守るのかということ、株主自身がやはりしっかりとしていかなければいけないことだろうと思つております。

訴訟におきましては、今回、株主代表訴訟について私どもの立場からしますと後退しているのではないかという意見を申し上げたんですが、それについては今後とも実務としてはあるべき姿をきちつと見定めていってほしいと思つています。さらに、先生がおつしやいましたクラスアクション、それからデイスカバリー、こういう制度につきましても、特に弱い立場にある株主が裁判を起こすというのは、資料も何もないわけですから、これはそういった訴訟じゃなくて消費者裁判もそうなんです、そういった手続面についてもきちつと整備していく必要があるかというふうに思つております。

○委員長(渡辺孝男君) 以上でございます。参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。当委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。(拍手)

午後一時開会

○委員長(渡辺孝男君) 休前に引き続き、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題とし、参考人から御意見を伺います。

午後御出席をいただいております参考人は、税理士・米国公認会計士坂本孝司君及び全国中小企業団体中央会専務理事成宮治君でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様方から忌憚のない御意見をお聞かせいただきまして、本委員会における今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしく御願い申し上げます。

議事の進め方について申し上げます。まず、坂本参考人、成宮参考人の順に、お一人十五分程度で順次御意見をお述べいただきまして、その後、各委員の質疑にお答えいただきたく存じます。なお、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたします。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。それでは、坂本参考人からお願いたします。坂本参考人。

○参考人(坂本孝司君) 坂本でございます。

○委員長(渡辺孝男君) はい、どうぞ。

○参考人(坂本孝司君) T K C全国政経研究会の坂本孝司でございます。よろしく申し上げます。当会は、全国約九千二百名の税理士又は公認会計士で構成され、それらの会員は約七十六万社の中小企業を関与しております。任意の団体でございます。租税正義の実現を掲げ、租税制度、商法、会計制度などを研究しております。

私も税理士は、中小企業の経営者あるいは経理担当者などに日常直接接して、企業経営の在り方や会計、税務申告の適正性などについて支援しているわけでございます。このような実務家の立場から今回の会社法案につきまして意見を述べさせていただきます。

まず、今回の改正は、会社の九九%を占める中小会社にも配慮したものとなっております。ここに立法関係者の皆様に深く敬意を表するものです。

今回の改正は、記帳条件の明確化、会計参与制度の創設、最低資本金制度の撤廃、有限会社法の会社法への統合化、合併対価の柔軟化など多岐に及んでおりますが、その中でとりわけ企業経営の健全性、透明性確保という観点から、新たに創設された会計参与制度と記帳条件の明確化について意見を述べさせていただきます。

では、論理展開の順序として、記帳条件の明確化から先に述べていきます。

現行商法では、記帳条件につきまして「整然且明瞭二記載又ハ記録スルコトヲ要ス」とだけ規定しておりますが、改正案におきましては、株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならぬと規定されたことは、会計の健全性を図る上で高く評価されるものです。

記帳条件の明確化の必要性につきまして五点述べさせていただきます。

まず第一に、このところ大企業の粉飾決算など一連の不祥事が相次ぎました。これらの原因を見てみると、いずれも最初のボタンの掛け違い、つまり事実を正しく記録しないというところに起因しております。こうした事態を防止するために記帳条件の明確化が求められます。

第二に、会社の規模を問わず、経営で最も重要なことは、企業経営のかじ取りを行うために会社の財政状態や経営成績を正確に掌握することであり、このためには日々の取引を適時に正確に記録することが絶対的な条件であるということです。

戦後の我が国は比較的経営環境が良好に推移し、言わば経営者の勘に大きく依存した経営でも何とかやっていきました。しかし、今日においては、もはや高度成長は期待できず、一つ一つ積み上げた綿密な経営が求められ、そのためには、財政状態や経営成績を管理するなど、計数管理が経営者の意思決定にとって重要となつてまいりました。会計帳簿を基に計算書類は作成されます。その会計帳簿の基となる会計事実の記録が正確でなければ、正確な会計帳簿も作成できず、当然にも正確な計算書類は作成できません。

第三に、電子商取引の時代となり、会社間取引、会社と消費者との取引はすさまじい勢いで拡大しております。このように信用を基礎とした社会におきましては、計算書類の重要性は今日ますます大きくなつてきています。IT時代の今日、年一回の決算期に一遍にすべてをコンピュータで処理しても、結果としては整然かつ明瞭には印刷されません。しかし、これでは経営に役立つ商業帳簿、証拠としての商業帳簿、利害関係者への信用供与機能としての商業帳簿にはなりません。

第四に、商法の主旨であります株主・債権者保護などですね、債権者とは金融機関や仕入先などを申します。配当可能利益の算定に加え、商取引の安全に資するための信用供与機能、さらに金融円滑化に資するためにも、正確な会計帳簿、正確な計算書類の作成が求められます。

第五に、国際的に見ましても、適時に正確な会計帳簿を作成しなければならぬというものは常識でありまして、国際的に見て遜色のないものにするためにはこの規定は必要でございます。

我が国商法の母法とされますドイツ商法における帳簿作成の条件は、会計帳簿その他必要な記録の記帳は、完全網羅的に真実を適時にかつ整然明瞭に行わなければならない、ドイツ商法第二百三十九条二項と規定されております。さらに、ドイツ国税通則法におきましても同様の趣旨が規定されております。

一方、アメリカには統一的な会社法は存在しません。各州におきまして会社法が制定されております。その中でも、アメリカの会社法において重要な位置を占めているニューヨーク事業会社法においては、帳簿及び記録の保存に關しまして、計算の正確かつ完全な帳簿及び記録、第六百二十四条と、また小会社法において適用対象企業の多いカリフォルニア会社法におきましては適切かつ正確な会計の帳簿及び記録、第一千五百条と規定されております。

次に、記帳条件の趣旨を踏まえまして、どうすれば正確な計算書類を作成できるのかなどについて四点ほど述べてみます。

第一に、経理担当者は会計事実を日々記録することが重要です。日々の適時な記帳は、それによつて忘却を防ぎ、証憑書等の紛失を防ぐことができるなど、正確性や網羅性を確保するために最も重要な会計行為と言えます。

第二に、不正を防ぐ観点からは、コンピュータへの会計事実の入力をシステムのチェックするなど、コンピュータシステムに踏み込んだ仕組みを構築する必要があります。会計参与はこの点のチェックをしなければなりません。

第三は、税理士など会計専門家の記帳指導を受けて経理水準を上げることです。多くの税理士は、毎月関与先を巡回訪問し、会計資料並びに会計記録の適法性、整然明瞭性、適時性、正確性を確保するため、会計事実の真実性、実在性、網羅性を確かめる業務遂行を行っております。

第四は、法人の課税所得算定に当たっては、商法決算を踏まえた確定決算主義、法人税法七十四条一項の堅持が重要です。これによつて、恣意的に商事上の利益は大きく税務上の所得は小さくするというような不当な会計処理を排除することができます。また、中小企業にとつてみれば、作成する帳簿書類などが一つで済むなどの利便性も有しております。

このように見ると、我が国の商事基本法に明記されていなかった記帳の適時性と正確性が明確化されましたことは、経営管理力の強化、債権者保護、商取引の信用供与及び金融円滑化に資するなどの面から高く評価されます。

次に、利用者の視点に立ち、会社経営の健全性の確保を目指して新たに創設されます会計参与制度について述べます。

まず最初に、中小企業の特徴でございますが、一般的に中小企業は内部統制が希薄で所有と経営が分離されておらず、会計に存在した者が余りいないというところが特徴でございます。このことから、適正な計算書類を作成するということはなかなか困難な環境にあります。したがつて、今回創設されます会計参与の趣旨は、会計参与が計算書類の適正性を図る一翼を担うということに尽きると思ひます。

それでは、新設されます会計参与の趣旨と意義を六つに分けて申し上げます。

第一は、会計専門家である会計参与は、計算書類の信頼性を高めるためには、基になる会計帳簿、さらに会計記録の正確性をチェックしなければならぬと考えます。その理由は、計算書類は会計帳簿を基礎として、そこから誘導されて作成されますので、まずこの正確性を確保する必要がありますと考えるからです。

第二は、会計参与は、月次決算を中小企業に促し、正確な会計資料は利害関係者への信用供与や税務申告に資するとともに、自分の会社の経営に役立つということをより啓蒙していく必要があります。このためには、会計参与は当該会社の帳簿体系を明確にし、経理担当者が適時に正確な記録を行えるような体制を構築するよう指導することが必要と考えます。

第三は、中小企業は一般に内部統制が欠如しております。このため、会計参与は、経営の健全性と透明性を高めるために会計処理面などの内部統制の確立を促し、適宜的な会計データの追加、修正、削除などを行うことを抑止するコンプライアンス形成の一翼を担うものと想定されます。

第四は、会計参与制度創設の当初、会計参与の業務品質にばらつきが出てくる可能性があります。そこで、会計参与の業務品質を継続的に高めていくために、関係各位のお力によりまして、例えば日本会計参与振興協会などを設置しまして会計参与の普及定着を促進していけばと思うのですが、いかがでしょうか。

第五に、正直に正確な計算書類を作成する企業に対するインセンティブが必要と考えます。つまり、正直者がばかを見ない社会形成が必要と考えます。例えば、金融機関は融資に際して、適時に正確な計算書類を作成しているかと認められる企業には、無担保無保証の上、格段に金利を優遇したり、返済期間を長期にするなどの優遇を図るなどの措置を講じれば、経営者にとりましてそれが強い動機となり、襟を正して正直な計算書類を作成する誘因になると思ひます。

第六に、取締役や監査役がよるべき中小企業の会計基準が必要と考えます。既に、国際会計基準審議会、IASBにおいても、各国が中小企業の会計基準を策定すべきであるという考えを示しております。会計は、入口である会計事実を正しく記録すること、基準に従つて計算すること、そして計算書類を公告することが求められます。上場企業を中心とした会計基準と中小企業会計基準との関係をデュアルスタンダードと位置付け、中小企業の属性を踏まえた基準作りの継続的対応を関係者の皆様方をお願いいたします。

以上、今回明確化されました記帳条件、新設されます会計参与制度が年月を経まして定着され社会的評価が形成されてきますと、商法の本旨である債権者・株主保護が図られるとともに、計算書類等財務関係情報に真に金融円滑化や仕入先などに対する信用供与機能の主役の役割を担うことになると思います。今回の改正は日本の中堅・中小企業の体質を強化し、日本経済を強くするものであると考えます。

終わりに際しまして、当会にこのような機会を与えてくださいましたことに深く感謝し、これで陳述を終わります。

ありがとうございました。

○委員長(渡辺孝男君) ありがとうございます。

次に、成宮参考人をお願いいたします。成宮参考人。

○参考人(成宮治君) 成宮です。全国中小企業団体中央会の成宮でございます。

本日は、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、本委員会において参考人として意見を述べる機会を与えていただきましたことにつきまして、渡辺委員長を始め委員の皆様方に対しまして厚く御礼を申し上げます。

私からは、まず中小企業の会社利用の実態及び本法案に対する基本的な考え方を述べさせていただきます。次に中小企業に直接影響がある個別の事項についての意見を申し上げます。

まず、中小企業の会社利用の実態並びに本法案に対する基本的な考え方について申し上げます。中小企業の会社という器の利用の実態についてでございます。

そもそも我が国の企業数、これは個人企業と法人企業の合計でございますけれども、おおよそ四百七十万でございますけれども、このうち中小企業基本法の定めます中小企業者の範囲に属する企業が九九・七%を占めておりまして、大企業は〇・三%となっております。これら中小企業は、製造

業出荷額の五一・二%、卸売業販売額の六二・三%、小売業販売額の七三・三%を占めるなど、我が国経済の活力の源泉であり、さらに雇用者の七〇・二%を中小企業が支えているというのが現状でございます。

次に、会社の数についてでありますけれども、これは法務省の民事統計によりますと、株式会社は百十五万社であり、このうち資本金三億円未満の中小会社が九八・三%でございます。また、有限会社は百八十九万社、合名会社一万九千社、合資会社八万七千社となっておりますけれども、そのほとんどすべては中小企業という状況でございます。

これに對しまして、上場会社、東京証券取引所等全国五証券取引所の一部、二部上場会社は四千二百三十三社でありまして、ジャスダックを含めまして五千四百四十九社であります。このような会社は証券取引法、商法特例法の適用を受け、さらに商法の適用も受けているわけでございますけれども、数としてはかなり少なく、会社法として商法の適用を受けている圧倒的多数は中小企業であるわけでございます。

次に、本法案に對します基本的な考え方について述べさせていただきます。

全国中央会は、法制審議会会社法部会における唯一の中小企業代表として積極的に意見を述べ、議論に直接参加をしております。法制審議会会社法部会の議論に臨むに当たりましては、他の中小企業団体と協力をいたしまして、中小会社の経営者に対するアンケートを実施をし、中小企業経営者の経営の実態と意識を踏まえ、他の中小企業団体のお考えも伺いながら意見を述べさせていただきます。

その意見の柱は、我が国会社法制度の最大のユーザーは中小企業であり、その中小企業の実態を踏まえ、新しい会社法についてはドラスタックに規制緩和を行い、資本金制限の大幅な緩和、定款自治の拡大、機関設計の自由度の拡大など、少なくとも現行の有限会社並みの規制とすべきである

ということでございます。また、中小企業が使いやすい、使いこなせる会社法という観点から、法制審議会における議論の中で次のような要望をさせていただきました。

まず第一に、株式会社は小会社から超大会社まで連続的なものであつて、大会社と小会社が外形的に区別されることのない制度設計とすること。

また、第二に、株式会社と有限会社を一体化するに際しましては、有限会社の規律を株式会社に導入するなど、現行の株式会社の規律を大幅に緩和をし、有限会社に近づけるべきであること。

第三に、大幅な規制緩和、自由な機関設計、法律による規律は必要最小限にと。すなわち、定款自治を抜本的に拡大をすること。例えば、取締役会、監査役の設置は任意にすること。取締役会の書面決議を認めるとともに、三か月に一回の取締役会における業務報告を廃止すること、あるいは会社の信用は資本金だけで担保されているわけではなくて、創業、起業の促進、経済活動の活性化のため、設立時の最低資本金を法律で一律に規制することは適切ではなく、規制を設けるべきではないこと、また現行有限会社のように役員の任期に期限を設けない、あるいは大幅に延長することといったような要望でございます。

本法案におきましては、これらの要望をすべて実現する方向で盛り込んでいただいておりますので、基本的な考え方といたしましては、商法、商法特例法、有限会社法を一体化し、平仮名口語体の会社法として一つの法典にまとめ、大幅な規制緩和を図るなど、その最大のユーザーである中小企業が使いやすい法制度が実現することとなったというのを高く評価するものでございます。

次に、中小企業に直接影響のある個別の事項につきまして意見を六つにわたって述べさせていただきます。

一点目は、株式会社と有限会社の一体化についてであります。機関設計の柔軟化、取締役任期の延長、最低資本金制度の撤廃なども含め規制を大幅に緩和を

し、有限会社に近いところからスタートできる仕組みとし、大会社と小会社が外形的に区別されることのない制度設計となっておりますことを高く評価しております。また、現存の有限会社は、望まない限り強制的に株式会社に變更させられることのない仕組みとすることにつきまして評価をしたいと思います。

二点目は、機関設計の柔軟化についてであります。

株主総会プラス一人の取締役というのを基本形とし、これから取締役会、監査役、会計参与、会計監査人など、会社の成長に合わせて各ステージにおいて必要とされる機関を選択しながらステップアップをすることが可能となることを評価をいたしております。監査役の設置につきましては任意としていただき、その権限は、株式譲渡制限をしている中小会社においては会計監査のみで足り、業務監査権限まで一律に要求しないとする点についても評価をいたしております。

三点目は、最低資本金制度についてであります。

設立時の最低資本金規制が撤廃されることを評価したいと思います。法人格濫用防止の観点からの措置につきましては、法律の規定に基づく損害賠償責任等の取締役等の責任の追及と、いわゆる法人格否認の法理の運用により保護することとし、新たな特別の制度は設けないこととしている点も評価できると考えております。

四点目は、取締役の任期についてであります。

議論の過程では、有限会社との比較では、任期規制の新たな導入ということになり、規制強化ではないかという意見もありました。また、逆に、十年は長くて、五、六年とすべきという御意見もございました。本法案におきましては、取締役の任期は原則二年、監査役の任期は原則四年とした上で、株式譲渡制限会社にあつては定款で十年まで延長することができるというふうになされております。法律の規制を必要最小限とし、定款自治の範囲の拡大が図られるということでございます。

て、これを評価したいと思っております。
五項目は、類似商号規制関係についてでございます。

登記所において会社の目的の記載に関する審査に当たり相当厳密な運用がなされておりますために、会社の設立や定款の変更等に時間と手間が大変掛かるという声が圧倒的でございます。原因は、同一市町村内において同一の営業のためにその商号と同一の商号又はそれと判然と区別できない商号の登記が申請あったときには、登記官はその申請を却下しなければならぬということでございます。営業の同一性が基準になることから会社の目的の記載に関する審査が厳格にならざるを得ないという規制によるものでございます。特に、最近、ITあるいはソフトウェア関係などの新しい分野における会社の事業の内容や用語につきましても、なかなか登記官に御理解していただけない場面も多いという声が多かったという事実でございます。開業率が逆転現象を続けております中で、創業、起業の促進、新規事業展開などの取組を後押しすることが国を挙げての重要課題だと言われております。このようなときに、その動きを阻害するような仕組みはやはり改めていただく必要があつて、これらの規制を合理化すべきであると思ひます。

会社法の類似商号規制が合理化、今回されることを評価したいと思います。本法案におきましては、不正競争目的の商号使用に對しましては不正競争防止法の規制にゆだねることとし、差止め請求、損害賠償請求、信用回復措置請求は引き続き可能でありまして、会社法の類似商号規制が合理化されるということを評価しております。なお、不正の目的で自己の営業と誤認させるような商号を他人が使用するということは引き続き許されないこととされておりますので、特段の問題は生じないというふうに思っております。

最後六項目は、監査役の見直し、会計参与制度の創設についてでございます。

大会社以外の株式譲渡制限会社は、定款で監査役の権限を会計監査に限定することができ、一律に業務監査まで行うことを義務付けないということとされている点を評価をいたしております。また、中小会社の計算の適正化のため、会計参与という制度を創設することを評価をいたしております。

特に、近年、中小企業をめぐる資金調達環境は厳しさを増しております。デフレ経済の中でこれまでのように担保に過度に頼ることができなくなつてきております。また、個人保証につきましても、仮に倒産等に至つた場合に、経営者や第三者が破産に追い込まれてしまうといった事態が起業や再起を困難にしているのではないかと指摘がございします。こうした中で、これまでの不動産担保と保証人があればこれ、すなわち健全な融資であるという認識を改め、過度に担保や保証人に依存しない融資実行を確立するよう中小企業庁や金融庁が後援されておられるところでございます。

担保や保証に頼らず、中小企業自らの力による資金調達力を強化する上では、会計の質を向上させ、信用力のある計算書類を武器にすることが極めて有効と言えます。既に、正確性が確保された計算書類の作成とその開示により、信用保証協会の保証料率の割引や、債務超過であっても入口要件で融資対象外としない扱い、あるいは融資返済期間の延長、取扱手数料の無料化といったような優遇が受けられる融資の仕組みが実際に動き始めておりまして、この動きは今後更に加速するものと期待されております。したがって、会計参与を活用して開示できる正確な計算書類を作成することは、中小企業にとつて大変大きな武器になるというふうに言えると思ひます。

さらに、このような適正な計算書類の作成と開示のほかに、金融機関や株主、債権者以外にも今後新たに取引関係を結ぶこととなる可能性のある者、すなわち一般の公衆を対象として自社の健全性をアピールしていくことが必要になってくるも

のとも思ひます。このため、中小企業といえども、経営者自らがガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底によつて周囲からの信頼を勝ち取っていくこと、これが重要な課題となつてくることは間違いないというふうに考えております。

私も全国中央会、中小会社の計算書類の質の向上、ディスクロージャーの推進のため、公認会計士さんや税理士さんとも連携を図りながら、傘下の中小企業組合を通じて、所屬員であります中小株式会社の経営者に対して、会計参与の活用を含めて、新しい会社法の活用について支援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、中小企業の立場から会社法案に対する意見を述べさせていただきました。

委員各位の慎重御審議を経て、本法案を無事成立させていただくことを願ひする次第でございます。

どうもありがとうございました。

○委員長(渡辺孝男君) ありがとうございます。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひします。

○松村龍二君 自由民主党の松村でございます。

今日は、午後、会社法の改正につきまして、税理士、TRCの坂本様、また全国中小企業団体中央会専務理事の成宮参考人から貴重な御意見を聞かしていただきまして、どうもありがとうございます。

お二人、総じて今度の会社法が中小企業の現状に大変裨益する法律であるというふうなお話のようでございますが、幾つか質問をさせていただきます。

まず坂本参考人にお伺ひしますが、記帳条件の明確化とか、あるいは会計参与制度の採用というふうなことで、大変に会社のコーポレートガバナンスあるいはコンプライアンスというような点で対外的にも通じる信用を確保する道が確立したと

いうことで評価されておられるわけですが、戦後六十何年もたつてきているわけですが、今ややくこのような制度ができたのか、なぜこまでは実現できなかったのか、ちよつと教えていただきたいと思ひます。

○参考人(坂本孝司君) 今先生の御指摘になられたことはすくく大事なことです。

我々中小企業の会計を指導する者としてしましては、今まで日本の中小企業に特に覆つていた国民的な誤解がございまして、帳簿をしつかり書くとかしつかりした決算書を作るといふのが何か義務のようなとならえ方がされていまして、記帳をしつかりするといふと、つい記帳義務の強化だろつと、中小零細企業に対するいじめじゃないかというふうな議論がつい最近まで行われてきたというのが実態だと思ひます。

そこで、やはり商法に商業帳簿というものが、一六七三年のフランス以来、各国の商法典に脈々と位置付けられてきていたその本質的な理由は何かだろつというところだろつと思ひます。二つございまして、要は、商業帳簿というのは、日々帳簿を書く会計帳簿と、年一回組む決算と、この二つから商業帳簿は成り立つております。

会計帳簿でございしますけれども、これはもう商法上も自分を守るための証拠物です。したがつて、正確に書いたり適時に書いたりというふうなことは、結果として、裁判におきまして、裁判官の自由心証ではあるものの、高い証明力が認められるというのは歴史的な商法の事実でございまして、自分を守るための証拠物である。ですから、帳簿は自ら進んで書いていたというのが人類の歴史でございします。

それから、年一回の決算でございしますけれども、これは株主とか債権者とか取引先などに提出するものであると一般に言われますが、いや、実はそうじゃないんだと、本質的には違ふというふうな考えが大事です。というのは、商法典は報告する義務がないような個人事業主まで決算書作成を求めているわけでございます。要は、決算

書の本質的な報告先は経営者自身であるというのが決算書類の本質論だと思われれます。例えば、ドイツの会計学者でレフソンという方がいらつしやいます。ドイツ最高の会計学者と言われているけれども、レフソンは本の中で、商法はなぜ報告義務がない個人事業主にまで決算書の作成を求めているんだらうかという問題提起をしまして、決算書の本質的な報告先は経営者自身であると、決算書には倒産を防止する目的があると、こういうふうな述べられています。

今回、記帳とか会計参与によって計算書類の適切化を図るというようなことが法案に盛り込まれ非常に有り難いと思っておりますのは、ようやく簿記会計の本質的な位置付けがこれによって日本に浸透するんじゃないかということで、非常に喜んでいてというのが私の気持ちでございます。

○松村龍二君 どうもありがとうございます。私も公務員してましたので会社のことはあんまりよく分かりませんが、十年ほど前から政治家にさせていただきましてけれども、そのころから比べても、会計事務所というものが、もう中小企業、零細に至るまで、もうすべて御相談してお任せしてやれというふうな空気が年々強くなつて、ただいまお話しされたこの社会の動きというものが分かりました。

一方、これだけ非常に会計が透明性を持つて行われるということになってきますと、アメリカなんかでも当然それを、先に進んでいると思うんですが、エンロン事件とか、とんでもない、日本のかみとは言えないような乱脈な事件もアメリカ等において発生しているわけですが、こういう会計の透明性と今の腐敗とをどういうふうな理解したらいいのか、教えてください。

○参考人(坂本孝司君) これにしまして、二点申し上げます。

一つは、アメリカにはない制度で我が国にはある制度というところが大事でございます。

それは確定決算主義という考え方でございまして、その確定決算主義と申しますのは、商法上の

決算書を作成しまして、それを定時株主総会で確定させます。その後に税法上の調整を加えて税務申告書を作成するという一連の仕組みを言います。要は、決算書と税務申告書が連動しているということでございます。この仕組みは日本とドイツが採用しております。

これに對しましてアメリカでは、決算書と税務申告書が連動していません。決算書と税務申告書は別々の基準で作成しても構わないという仕組みになっております。例えば機械装置の減価償却を、決算書では定額法で行い、税務申告では定率法で行うという、別々の基準を採用できるということになっております。

少し前に、日本の確定決算主義は企業会計の発展を阻害するんだという議論が一時ございましたが、実はこの確定決算主義は一石二鳥の制度だというのが結論でございます。確定決算主義というのは、特に中小企業におきましては経理コストが相対的に節約されます。さらに、適正な決算書作成と適正な納税というのを実現できる画期的な仕組みでございます。

実は確定決算主義を採用していないアメリカにおきまして、最近、決算書と税務申告書を連動させるべきであるという主張が出てきております。例えば、経済誌のフォーブスという雑誌の二〇〇二年の三月号でございますが、ツーバーズ・ワンストーンと、要は一石二鳥という表題で、例えば、連邦議会の下院の民主党歳入委員会税務顧問ジョン・パークリー氏がこう言っています。帳簿利益と税務利益の遊離をもっと厳しくしていったらエンロンのスキャンダルは恐らく発生しなかったらうと。あるいはノースカロライナ大学のエドワード・メアュー教授が、企業利益と税務会計のギャップを埋めることが透明性を高め、その結果、利益を増したり不正な課税逃れをなくする企業が少ないというふうな議論を起してございまして、日本の仕組みもいところあるというのがこれでも証明できます。

二点目なんですけれども、やはり会計、特に監査する場合、職業会計人の独立性というものが問われているんじゃないかと思ひます。

独立性には二種類ございまして、精神的な独立性と、これはインディペンデンス・オブ・マインドと、それから形式的な独立性と、二つありますけれども、特に精神的独立性が大事だろうと思ひます。

以上でございます。

○松村龍二君 もう一つだけ伺いますが、法案では、大会社以外の株式会社も定款で定めれば会計監査人を任意に設置することができるとされて、会計監査人となるのは従前どおり公認会計士又は監査法人、個人のままでありますが、この点、TKCとしては税理士の登用を主張されたようでありまして、これについて所見をお伺いしたいと思います。

○参考人(坂本孝司君) 実は、今後も中小企業の決算書の適正性を証明したいというのが我々TKC政経研究会の願いでございます。できれば中小企業の決算書の監査をする権限も得たいというのが運動方針でございますが、今回いろんな調整を図られて会計参与という立場を与えられるという案を御提示いただきまして、百点満点で有り難いというところまではいかないものの、今現在、日本中小企業の会計の健全性あるいは金融円滑化を担う上では相当高いこれは得点を得られる制度だろうということで、我々は現在のこの与えられた会計参与には賛成ということの態度で臨んでおります。

○松村龍二君 成宮参考人に幾つかお伺いします。

先ほどの御意見で、今度の会社法は最低資本金規制の撤廃が行われているとか、株式会社と有限会社の規律の一体化の問題、あるいは大幅な規制緩和を行われていると、定款自治範囲の拡大というふうなことがいろいろ行われておつて大変評価が高かったわけですが、今後、中小企業団体中央会といったしましては、会社法について更なるような改正といましようか、要望がおります。

なのか、あつたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(成宮治君) 今先生御指摘のとおり、本法案につきましては、我が国企業の国際競争力の強化、あるいは我が国経済の大宗を占める中小企業の事業活動の活性化に大きく寄与し得るものだというところで大変歓迎をしておるわけでございまして。

定款自治の拡大が図られて経営者の選択肢が広がる、法律による事前規制から事後対応へと発想の転換がなされているわけですが、このことは、今後、経営者自らの責任においてその時々に応じて適切な判断を下し、いろいろ工夫をしながら経営に携わっていかねばならないという場面が増えてくるということにもなるわけでございまして。つまり、会社法を深く理解をしているかどうかということによって会社の競争力、企業価値に差が出てくるという時代になっていくかというふうに思ひます。

私も中央会といましては、会社法制最大のユーザーである中小企業が今後ともガバナンスの向上に努め、コンプライアンスの強化にも取り組むといった中で、自らの優位性を確立して大企業に伍して競争に臨んでいけるように、取りあえずは、今回この会社法が成立をいたしましたら、その会社法の周知に努めてまいりたいと思つております。今後、こういった会社法に縛られるという発想ではなくて、これを活用することによって、我が国経済全体の活性化がもたらされるということを願つておるわけでございまして。

○松村龍二君 先ほど、有限会社が今度の法律改正によって無理に株式会社にならないとか、そういうことではないということも評価されておられたわけですが、有限会社の今後の動向をどのように、このまま推移していくのか、時期を見て何か有限会社が自発的に株式会社になつていくというふうな動きが出てくるのか、今後どのようなふうに見ておられるか、また、将来一本化すると思ふという手当てが必要だと思ふようになります。

るか、お聞かせください。

○参考人(成宮治君) なかなか今後具体的にどう
いう展開になっていくのかというのを予測するこ
とは難しいことだと思えます。会社法施行後にお
いても従来どおり有限会社のみで事業を継続し
ていくという経営者、当然いっしょにまいりよう
し、この際、社会的な信用力も魅力だということ
で、株式会社組織変更をして株式会社として事
業展開を図っていくという経営者も当然いっしょ
にまいりように思っています。

今回の会社法整備法案におきまして、有限会社
から株式会社への移行の規定が置かれておりま
す。ことから、比較的簡易に有限会社から株式
会社に移行することができると考えられます。こ
のため、相当数の株式会社に移行するのではな
いというふうな予想される向きもあるようにご
ざいます。けれども、なかなか確実な予測とい
うのは現時点では難しいかというふうに思いま
す。

○松村龍二君 最後の質問ですが、譲渡制限株式
会社では原則として任期が、取締役が二年、定
款で十年までの延長が認められるようになった
と。一方、日弁連なんかは五年でいいじゃない
かというふうな、これ十年まで延ばすことにつ
いて反対の御意見をもちだしたかと思いますが、
これはどちらかといえば個人的な、個人経営
の会社というふうな感じで、十年でも当然に
継続して取締役を務めればいいんじゃないか
というふうな主張をされたのかどうか、その
辺りについて背景を教えてください。

○参考人(成宮治君) 我が国の株式会社のほと
んど、最初、冒頭に陳述いたしましたように、
譲渡制限を置いていた中小企業でございま
す。つまり、そういうと、経営が原則として一
致している企業ということでございます。こ
ういふ企業におきましては、一般的に相続が
起きないというスタイルが圧倒的に多いわ
けでございます。むしろ、社長が二年ごとに
替わるといふ会社はむしろまれなことだと思
います。

す。

取締役の任期二年というのを大幅に延ばして
ほしいというのは、会社制度の最大のユーザ
ーであります中小企業が強く望んでまいりま
した点であります。こういった企業にとっては
大いに歓迎すべきものではないかというふう
に考えております。

逆に申し上げますと、現行の有限会社であ
れば任期の規定はございませんので、十年で
すらないということでございます。そういう企
業にとりましては、十年で任期が切られるとい
うことは、社長交代しなくても、重任というこ
とで登記が必要になってくるわけでございます。
その意味では、定款において延長できる長さ
というのはいくらでも、任期を設定する必要
があるとするのであれば、定款で十年ぐら
いまでは延ばすことができるようにというこ
とを要望を申し上げていたというのが事情で
ございます。

○松村龍二君 そうしますと、十年でよろしい
わけですか。さらに、本日は十、もうちょっと
無期限の方がよかったのかどうか。

○参考人(成宮治君) 失礼しました。
ぜひたくを申し上げます、現行の有限会社が
任期なしでございます。新しい会社法におけ
る株式会社もそういう条件のものがあっても
いいんじゃないかというふうには思っています。
けれども、なかなか定款でその例外を置くとい
うことで、無期限というのは難しいかもしれ
ないということになってきたわけでございま
す。取りあえず十年ということになったわけ
でございますけれども、これぐらいのところ
でいいのかなというふうには思っております。

○松村龍二君 どうもありがとうございます。
○広田一君 民主党・新緑風会の広田一でござ
います。どうかよろしくお願いをいたします。
法務委員会の皆様方には、このような場を
与えてくださり誠にありがとうございます。
そして、坂本、成宮両参考人におかれま
しては、本日に示唆に富むお話をいただき
ましてありがとうございます。

私は、ふだんは財政金融委員会の方に所属を
しておりますので、今回の会社法の改正により
まして、中小企業を始め日本の会社の活動が
活発になって、税収が増えて、今のこの危
機的な日本の財政に少しでも寄与していただ
ければというふうな期待をしております。

以下、それでは質問をさせていただきます
と。まず、最低資本金制度の撤廃について
伺います。具体的には、法務省さんの示され
ております最低資本金撤廃理由への御見解
と資本金の意義についてお尋ねしたいと思います。

私は、この撤廃につきましては、平成十五年
二月からの特例措置によつて新しい企業が
二万三千社設立されたことからも分かります
ように、企業を設立する門戸を開くという意
味では評価をいたしているところでございま
す。

ただし、私は、現時点でこの最低資本金制
度を撤廃することは時期尚早ではないかとい
うふうに思っています。それは、最低資本金
を含めた資本金に対する共通認識がまだ十
分に図れていないのではないか、そして、
仮に最低資本金制度を撤廃するにいたしま
しても、撤廃することと資本金の持つ意義
とか重要性は区別し、分けて考えなければ
いけないのではないかと考えています。

なぜなら、これまで株式会社というものは
責任会社でありまして、株主、取締役さん
などは原則として個人責任を負いません。
よつて、債権者にとっては会社財産だけが
唯一の責任財産になるわけですね。株式
会社においては、債務超過は破産原因でも
あります。余りにも資本金の額が少なく
なり、破産するおそれが大きくなるわけ
です。その意味で、資本金の充実強化とい
ったものが債権者を保護し、また会社の
信用を維持するにも大変重要であり、必
要じゃないかというふうな考えでございま
す。

それに対して、法務省さんの方の御見解は、
必ずしも資本金が多いとか少ないというこ
とによつて債権者の保護が図れるのか図れないかは一義
的には決められないとあるとか、資本とい
うものには決められないとあるとか、資本
といふ数字でしかないと、また大きい会社
と小さい会社ということと資本の大きさは
つながらないという趣旨のことを述べられ
ています。

このように、現場を熟知されている二人
から見まして、この資本金が、もはや法務
省さんが言うように、実際の現場におい
ても債権者保護であるとか、会社の大き
さを見る物差しの一つであるとか、会社
の信用の維持を図ることに資するもので
ないのか、両参考人の御見解をお伺いし
たいと思います。

○参考人(坂本孝司君) 今先生の御指摘
いただいたことはすごく大事なことでして
、理論と現実とがこれだけ乖離している話
も結構少ないと思えます。資本金で有限
会社三百万とか株式会社一千万という意
味がどれだけ今債権者の保護になってい
るかと思つて、さほどではないというの
が実務家の実感でございます。

それから、金融機関なども第三者保証と
あるいは物的担保を取らない融資とい
うのは、まだ日本全体から見ましたら、
第三者保証あるいは物的担保に依存した
融資は非常に多いわけでございます。そ
ういふ意味では、何と云うんですか、
資本金というものが実際一般債権者に
とつてどうなんでしょうか、優先的に金
融機関を持つてまいりますので、さほど
意味はありませぬ。

ただし、これは言えます。何か事業を
始めるときに百万や二百万や三百万ぐ
らい自己資金で調達できないような人
が果たして商売をやっているのかとい
う、ちよつと覚悟の問題というの
は若干やっぱあるわけですね、ちよつと
精神論に近いんですけど、気楽に商売を
始められるのはいいんですが、えつ、
そんな準備もせずに商売するのとい
う人も一部紛れ込んでいます。それか
ら、大事なものは、今回大所から見れば

創業者を多くし会社をつくる人が多くしたいという意図はよく分かりますので、それはそれとして、でしたら情報をちゃんと開示していただきたいという意味では、会計の適切さ、それから月々自分の月次決算を組んで自分で数字を把握して、ああ、このくらい売り上げれば借金返せるとか給料払えるとか、そういう経営管理のために帳簿を有効に使って、くれるような仕組みがセットされておりますので、これはセットで何ぼの世界だなという感じはやっぱりいたします。

それから、商法、会社法は時代によってどんどん変えていくものだと思います、特に会社法は。そういう意味では、今後先生方が半年、一年後に今のままの商法では、会社法ではちよつと都合悪いなと思えば、やっぱり果敢に改正を繰り返していただくというのも大事なことでなかろうかなと思うわけでございます。

以上でございます。

○参考人(成宮治君) 確かに、事業を営むためにはその元手が必要でありますけれども、事業を立ち上げる際の必要資金の額というのは業種、業態によっても大きく異なるわけでございます。特に、最近のIT関連の企業ですとかベンチャー企業などでは比較的少額の資本でも取りあえず創業、起業が可能だという状況でございます。

事実、以前の中小企業新事業創出促進法、現在、中小企業新事業活動促進法に変わっておりますけれども、この法律によるその最低資本金規制の特例を受けて成立いたしました会社数は二万二千社に上っております、このうち株式会社は八千七百社余りでございまして、さすがに一円会社というのは少ないんですけれども、資本金三百万円未満でスタートをした会社がこの株式会社の九割に迫っているという数字がございまして、これはどういうことを示すのかと申しますと、株式会社を選択したくとも一千万円という資本金の規制が高い垣根となつていたということでございまして、法律で一律にどのような会社であっても幾らというふうに規制することにはどのような

合理性があつたのかということについても、いささか疑問を感じる次第でございます。

また、もつと申しますと、現在の最低資本金の制度は、その後の事業によって損失が生じて会社の財産が資本に満たない額しかない状態になつても、別にそのことによって解散や増資が義務付けられるわけではございません。つまり、設立事務、資本金を法律で強制をしているだけであつて、その金額に相当する財産が常に会社にあるということが保証されているわけではないわけでございます。

資本がその会社やその事業の信用の基礎の重要な一つであるということ自体は、先生がおっしゃるとおり、大変重要な点だと思います。しかし、それは現行の設立時の最低資本金規制ということによって確保されるものではないということなのではないかというふうに思います。

○広田一君 それでは、法務省さんがこの問題についての答弁等とされている最低資本金の撤廃理由の一つとして、大きい会社と小さい会社ということと資本の大きさはつながらないということとを述べられておられるんですけれども、この点について実際はどうなのか、両参考人の御意見をお伺いしたいと思います。

○参考人(坂本孝司君) 今先生が言われました資本金の額と会社規模とは余り関係がないというのは相当事実でございます。

私も、田舎の浜松で三百六十社ほどの中小企業の顧問をさせていただいております。従業員が三百人、五百人、売上げが五十億、七十億という規模でも資本金は一万円だったり五百円だったり、まあ有価証券の場合ですね、あつたりもします。特に、いつとき一千万まで株式会社の資本金が上がりまして、そこでいったん一千万に上げたまままで会社規模が大きい会社は結構あります。というのは、逆に言いますと、内部留保がたまっておりまして、資本金が一千万だけれども決算書における利益剰余金というのが二億、あるいは五億、あるいは十億ということになります。

そうしますと、資本の部が二億、五億、十億になるわけですね、金融機関からしますと資本の部全体である融資の有利、不利を決めますので、そういう意味では全然事実上困らないということで資本金がちっちゃくて大きな会社は相当あります。

○参考人(成宮治君) 実態は恐らく今、坂本参考人がおっしゃったとおりだろうと思います。

それを言わば外形的な資本金という額を変更するかどうかというのは、例えば外形的に見た資本の額が、例えば若い人を採用するに当たつても、例えば金融機関なんかは、今、坂本さんがおっしゃったとおり、もう少し実態を、中身の会計の実態を精査をして融資をするわけですから、その意味では資本金の大小と会社の実態の大小というのは必ずしも直接的にパラレルになっているわけではないということだろうと思います。

○広田一君 そうなりますと、今回、会社法の第二条の六で、大会社の定義の中で、資本金が五億円が大会社の該当要件の一つになつておられるわけなんですけれども、これはそうすれば、実態から照らし合わせますと、この該当要件というのは現実の物差しとしては余りじゃあ適当ではないというふうな理解をした方がよろしいんじゃないでしょうか。両参考人に御意見をお伺いしたいと思います。

○参考人(坂本孝司君) これも鋭い御質問なんですけれども、必要もなく三億、五億、十億の資本金にする会社はほとんどありません。ということからは、必要があつて五億になつていくというものがその背景にありますね、五億以上の会社であれば、それは何かといったら、大会社の子会社であるとか、あるいは相当なところ、人からお金を集めているのか、あるいは状況とか、そういう意味では資本金の額と会社規模とは通常は一致しないものの、五億の資本金であればそれ相当の規模のかい会社だろうという推測は付きますし、私どもが実務で見ていく範囲内でも五億で従業員が十人という会社はありませんので、そういう意味では相当利

害関係者が多岐に及ぶ会社であろうというのが多分実態だろうと思います。そういう意味で、五億円という基準は一つの物差しにはなる可能性はあります。

○参考人(成宮治君) 坂本参考人のおっしゃったことに付け加えて、会社法の大会社の定義につきましては、その資本の額五億という基準と、又は負債の額が二百億以上という二つあるわけでございまして、この負債の額二百億というところも併せて考えますと、債権者保護の観点からやはり小会社、大会社以外の会社に比べてもう少し規制を厚くしなければいけないというための区切りの判断基準と考えておられるということだろうと思います。

○広田一君 次に、関連しまして、最低資本金の撤廃と他の業法との関係についてお伺いをいたします。

私は、先ほど述べましたように、ふだんは財政金融委員会の方に所属をいたしているわけなんですけれども、うちの委員会では度々保険とか金融関係の業法などを審議いたします。業法ですので参入規制がございまして、その一つが最低資本金の規定であります。例えば、無認可共済に対する今回規制が導入されるんですけれども、それに伴つて少額短期保険事業を行うときには最低資本金として一千万円と多分なる予定だというふうに聞いております。その理由なんかも、金融庁に伺いましたら審議会の議事録とか答申とかを見ますと、会社が破綻したときの契約者保護とか、今回の一円会社で懸念されておりますような悪徳業者とか泡沫企業、そういったものを排除するためというふうに述べられているわけなんですけれども、会社を設立することはいくらでも何らかの業界に参入することだろうというふうに思うわけですね。

会社の憲法である会社法では、資本金は会社を設立し、何らかの業を始めるときには必要のないものであり、一方で、ある省庁が規制、監督する業を始めるときには最低資本金は必要不可欠な条

件になってしまふことを考えたときに、今回の最低資本金の撤廃に伴って、この最低資本金に対する、ちよつと冒頭申し上げたんですけれども、やはり各省庁の考え方を整理し直さなければ私は一般の国民は戸惑つてしまふんじゃないかなというふうに思ふんですけれども、この点について両参考人の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○参考人(坂本孝司君) さほどの専門家じゃないもんですからその影響は答えにくいんですが、ですが、例えば国土交通省所管の建設業許可申請の場合もやはり資本金が多ければ多いほど有利な点数が付くということになってはいるはずなんです。そういう意味では、どうなのかなというちよつと思ひは当然あります。

ですから、そういう意味では、あれなんじゃないでしようか、資本金もある程度覚悟というか、まあこのくらいはちよつと、公共的な仕事であるならばちよつと覚悟してねというボーダーラインを決めたということでしょうが、もつと言ひますと、最低資本金だけで救えるものじゃないもんですから、繰り返しますが、会計の透明性とか第三者による確証とか、あるいは破綻に至るようだったから早めに解散すべきだと自主判断できるような、そういうのを組み合わせながら、もし公から資本金がある程度欲しいんだというんであれば、そこはセツトにしたらどうだろうかというのが一民間人の正直な気持ちです。

○参考人(成宮治君) 会社法はおよそ会社と呼ばれるものすべてに適用される規律を定める一般法でございますんで、ただ一方で、それぞれの業法は、それぞれの業を規律するためのある種の産業政策の必要性から、それぞれの業種、業態に応じた必要性を、必要基準を担保するためのいろんな基準のパッケージという形で規制されるんであるうというふうに思ひます。そういう意味では、必ずしも一概に矛盾するものではないと思ひますけれども、ただ会社法におきまして、ある意味で資本金というものの考え方が変わつてきているというところではあるというふうに思ひま

す。

○広田一君 じゃ、続きまして、会計参与制度についてお伺いをいたします。

私は、この会計参与制度の導入につきましては賛成でございます。この目的の一つでありますように、会計の専門家と取締役が共同して書類を作成して、その主な担い手、過度な負担なく会社の計算書類の信頼性を高めることができれば大変いいことだと思ひます。

ただ、会計参与を置くか置かないかは会社の選択にゆだねられるわけであつて、どの程度普及するのかちよつとまだよく分からないところがあります。例えば、同族会社の人が身内を監査役に行っているのに、その方に替えて果たして外から会計参与を迎え入れるかどうかというのも現実的にいろんな制約があるんじゃないかと思ひますけれども、そこで最後に、会計参与制度が進出する機関設計カテゴリーをどのような範囲になるとお考えなのか、両参考人の御意見をお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○参考人(坂本孝司君) 先生の御質問の答えは、やはり公開会社以外の会社、言わば譲渡制限のある会社だと思ひます。といひまして、会社も多分九十数%は譲渡制限付きの株式会社になるでしようから、そういう意味では適用範囲はすごく広いと思われまふ。ニーズなきところにこの会計参与制度も定着しないというのも事実でございます。そういう意味では、私が考えます以下の四つのケースくらいで代表的な例が、導入事例があるだろうと思われまふ。

まず第一点目は、先ほどの話にもございましたけれども、やはり金融機関から求められるケースが予定されると思ひます。物的担保や第三者保証による融資からの脱却というもののキーワードはやはり信頼性の高い決算書しかございせんので、そういう意味では金融機関が会計参与制度を融資先企業に間接的にでも推奨するであらう、あるいは企業側から我々税理士に会計参与業務を

やつてくれというニーズが出てくる。あるいは、今コベナント融資、財務制限条項付き融資も大分活発になつてまいりまして、会社の業績に連動した金利というのがあります。これは会社の業績に連動しているからこそ正確な決算書が欲しいわけであつて、これもやつぱり時代のニーズだろうと思ひます。これが一番大きなニーズだと思つております。

第二点目は、最近、やはりグリーンシート、マザーズと言われるような新興市場に対して、中小・中堅企業の株式公開が盛んに行われ出しております。いきなりやるといふよりも、そういうところを目指す会社が会計の整備をするために将来を見越して会計参与制度を置いて、社内体制の準備をしておくことが考えられます。

第三は、従業員から信頼される会社づくりを願う経営者は相当多いわけであつて、従業員持ち株会をやる、業績に連動した賞与を払う。この場合に従業員から、うちの社長は本当にしっかりした経理やつていらっしゃるかどうかということが大事なわけですね。その場合に顧問をしている我々が会計参与の業務を行ひまして、我が社の決算書はしっかりとしておるといふようなことがやはり一つの信頼性になつて従業員参画型の企業づくりが出ていくというふうになつて考えられます。

第四点目は、やはり仕入先や取引先、あるいは一般消費者から信用を得ようとする会社が会計参与をあえて入れまして、決算書を公告をするのと併せまして活用していくということも考えられるだろうと。

以上、四点申し上げます。

○参考人(成宮治君) 別の切り口から考えますと、今回の会社法の会社のカテゴリーで、株式譲渡制限を置く会社、置かない会社、それから先ほど御指摘の大会社とそれ以外、中小会社と申します中小会社と、この場合の株式譲渡制限を置く中小会社というのが数も多いわけでございますけれども、一般的に考えられると。

と申しますのは、それ以外の大会社あるいは中

小会社でも公開会社の場合には監査役が必ず置かれるわけでございます。もちろんその監査役があつても監査役があつても任意に会計参与というのとはどの形態の企業でも置くことはできるわけでございますけれども、やはり取りあへず会計参与を置いて計算書類の透明化を図りたいというニーズが強いのは株式譲渡制限を置いた中小会社ということにならうかと思ひます。

○木庭健太郎君 公明党の木庭健太郎でございます。今日は午後からお二人の参考人に、特に中小企業という問題も含めて貴重な御意見をいただきありがとうございます。本心に感謝を申し上げます。まず、私は、坂本参考人の方にお伺いをしたいと思ひます。

会社法は、この法案第四百三十二条第一項に適用時に正確な会計帳簿ということの規定しておるわけでございますが、これについてお聞きをしたいと思つておるんです。

特に、先ほども少しお話をされたようですが、これがドイツ商法等では適時性という問題についてどのような規定がなされているのかと、我が国では省令レベルにおいてどのように規定したいのか、そんなことについてまず冒頭お伺ひしておきたいと思ひます。

○参考人(坂本孝司君) 今、記帳条件についてお聞きいただきました。決算書の信頼性は記帳の品質で決まるといふのが実務家である我々税理士の実感でございます。今回の改正で記帳の適時性と正確性を明文で求められているということは非常にすばらしいと思つております。

今回の改正案ではやはりドイツの法制を参考にしたと思われまふ。ドイツの現行商法第二百三十九条二項、それからドイツ国税通則法四百六条一項第一文でございますが、同じ言葉を用ひまして、記帳は完全網羅的に、適時に、正確に、整然明瞭に記載することというのを求めています。この適時にと、ツァイトグレヒトというドイツ語でございますけれども、これは通常の時間内にと

いう解釈でございます。つまり、記録すべき取引が発生した後に会計帳簿への記載が遅滞することがないように速やかに記録が行われるということの意味しております。

さらに、ドイツでは、ドイツでも税法でも同じ言葉を使っておりますので、税法、商法、同じ解釈でございますけれども、この国税通則法百四十六条第一項第二文というところで、現金入金と出金は日々掌握されるべきであるということで、現金取引はその日のうちに残高を確認しないという適時性が求められております。さらに、所得税法、リヒトリニエンという施行規則みたいなものなんですけれども、ここでは判例を基にしまして現金取引はその日のうちに掌握すべしと。

それから、信用取引、売り掛けとか買い掛けとかですね、そういうものは発生月の翌月末までにその残高を掌握することが適時であるという規定が存在しております。

ですから、我が国でも適時性という言葉が今回採用いただけるということなものですから、適時とは何かということを確認していただきたいというのが、実務家の願いでございます。その場合に、適時とは通常の時間内ということであると、速やかに記録が行われるということの意味しているんだと、さらに具体的に、できれば現金取引はその日のうちに、信用取引は翌月末までに把握されることが適時の意味なんだということを明らかにしてくれば有り難いと思っております。

さらに、コンピューター処理する場合は、いつ入力したかがもう分からなくなってしまうくらいに改造、変造が楽なんです。そういう意味では、先生方が作っていただいた平成十一年の電子帳簿保存法がございます。これはタイムスタンプの考え方を採用してございますので、できればこれも明らかにしていただければ有り難いと思っております。

○木庭健太郎君 正にそうできればいいし、省令でもそういう定めができるならばいいだろうとは

思うんですけども、もしそうなった場合、今度はそれを側の方の問題でございます。記載条件を言わばこれは義務として課してしまつと、中小企業の皆さんにとってはかなりの負担になるのではないかとこのように考えるんですが、その辺はどんなふうにお考えになられるのか。もっと言うならば、計算書類というのは、先ほど御議論されておりましたが、だれのためにあるのかというように問題にも至ってくると思うんですが、その辺はいかがでしようか。

○参考人(坂本孝司君) これが、日本の国土で経済活動が始まってから今日に至るまでの国民的な誤解だろつと思つております。複式簿記というものが正しく我が国には導入されていないと思つております。この国民的な誤解、要は記帳は義務であるというふうな発想しかないというのが国民的な誤解と思つております。記帳は義務というよりも商人の権利だというのが正しい歴史的理解です。

もう一回繰り返しますけれども、商業帳簿、商法で言う商業帳簿は会計帳簿と貸借対照表でございます。会計帳簿は今回の改正案にも当然入っています。従来ありましたけれども、裁判官は職権で当事者から商業帳簿の提出を命じることができるといふふうになっております。要は、帳簿というものは、自己証明は証明にあらずという法律の原則の例外だというのがローマ法以来の人類の英知なんです。毎日毎日自分がこつこつこつと書いている帳簿はいざ裁判の場合でも証明力が高いと、で、商人は救われているわけです。自分の権利を守っているわけであつて、そういう意味では、訴訟社会が到来すると言われている我が日本におきましては経営者は自らの会社は自らで守るんだという明示的な扱いを今回してくださつていただきますので、非常に有り難いと思つております。

それから、決算書はやはり破産防止、経営者が自らの業績を自ら把握して、これ以上商売を続けたら本当に不幸な運命になつちゃう、だったら今商売閉めようとか、あるいはこの工場は今閉めの方が利益が出るとか、そういう経営判断をする

ための最低限のツールのために商法ではすべての商人に決算書作成を命じているんだというところを先生方、もう一回御確認いただきたいと思つております。

記帳条件を定めることは中小企業の負担になるというのは全くの誤解であります。しっかりと記帳をすればあなたのためになりますというものが歴史的な本質でございます。さらに、記帳を適時に行わなかつたとしても何の罰則もないわけでございます。まして、今と全く変わらないわけです。適時にしっかりと記帳した者がより報われると、いざという場合に、という規定なんですから、これはそういう意味では今回の立法はすばらしいと、こういうふうにも思つております。

ちなみに明治二十三年商法、我が国初めての商法典では、日々の記帳というのが明文で義務付けられていたということも歴史的な事実でございます。以上です。

○木庭健太郎君 じゃ、もう一つだけ坂本参考人に聞いておきますが、税理士法三十三条の二項で、ここに書面添付制度がありますけれども、この記帳条件の整備でこれまでに品質の高い書面添付というのが作成できることになるのかどうか、その点、お答えいただければと思います。

○参考人(坂本孝司君) 記帳条件の整備でこれ以上精度の高い書面添付ができると思つております。書面添付制度というものは、税理士法の第三十三条の二というところに規定されているいわゆる税務監査業務でございます。簡単に言いますと、我々税理士が見た範囲内で帳簿とか領収書とか請求書を適法であると、税法上適法であると確信した税務申告書には一定の書面を添付できるといふのがこの書面添付制度の趣旨でございます。添付して税務当局に出すわけなんです。この書類を税務申告書に添付したからといって税務調査がなくなるということはないです。ただし、税務当局が税務調査をするといった場合に、事前にそ

の顧問税理士から、顧問税理士から意見を聴取しなきゃならないというふうな義務規定でございます。そういう意味では納税者を、正當に権利行使するための制度ということでございます。そういう意味ではこれが日本国じゅうに広まつたら本當にいいなと思つてはいるんですが。

税法上は、今記帳条件としましては、法人税法施行令と所得税法施行規則で整然かつ明瞭に記載せよという条項しかないわけなんです。今回、会社法に適時性と正確性が求められますれば、併せて非常に高い品質の記帳ができるし、我々も御指導できます。結果としてこれまで以上に質の高い書面添付が行われるだろうと、そういうふうにも期待もしておりますし、覚悟もしております。

○木庭健太郎君 それでは、成宮参考人にお尋ねしたいと思つております。

成宮参考人おつしやつたように、会社法というのは最大のユーザーは中小企業でございますし、その意味では会社法法制の改正、見直しというのは本當に中小企業のために便利なものなのか、使いやすい制度なのかということがポイントだということはいまでもないことであつて、その意味で今回の見直しで中央会、皆さんの高い評価を得ているということについては、我々も是非これを成立させなければならぬというふう感じてるところでございます。

幾つかちよつとお尋ねをしたいんですけど、中小企業が関係する非公開会社法制ですね。その中で、最初検討する部会の中で意見が対立した点は、もうこれも先ほど少し議論になつていゝんですけれども、取締役の任期の定め方と監査役制度の在り方と、この二つが対立点になつていたと。

この任期の定め方は、もうこれ先ほどから話あつていゝように、原則二年、定款で十年まで延長を認めると、ある意味では皆さん方の主張が入れられたような形になつておるとともに、監査役についても、要綱試案と違ひまして、取締役会においても会計検査権限だけの監査役が認められる

○参考人(成宮治君) 二点、今御指摘がございました。

役のその監査権限についてはこれまで、も商法の改正議論の中で何度か大きなテーマになったことがあるというふうにお聞きをしております。昭和四十九年の改正正当時に、小会社の監査役の権限について、取締役の職務執行全般を監査するのにふさわしい者を得ることがなかなか難しいということなどを理由といたしまして、それまでどおり会計監査に限定することとされ、定款で監査役を置く有限会社についても同様ということになったというふうにお聞きをしております。

大幅に規制緩和をすべきだという意見を一貫して申し上げ、これにこたえていただくような形になっているわけでございますけれども、もちろん一方でガバナンスの強化が、こういったことの徹

○木庭健太郎君 成宮参考人にもう一問。

○参考人（成宮治君） 会計参与というのは、中小

金融機関から融資を受ける際に、会計参与が関

それから、今先生から心配な点なり行政に対す

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

幸いなことに、これにつきましては、現在、日

○木庭健太郎君　あと、私、持ち時間一分なので、

○参考人（坂本孝司君） 我々団体としてと、TK

我々は、とにかく会計で強い中小企業をつくる

ここしばらく前も金融庁様の方が、中小企業庁

そういう意味では、我々は、先生方のこういう

○木庭健太郎君 終わります。

最初に、成宮参考人にお伺いをします。

○参考人（成宮治君） 今回の会社法の改正に当た

この際、会社法の体系の中で、株式譲渡制限を

株式譲渡制限が置かれている会社というのは、ある意味で株主というのは非常に限定をされて余り変動をしないというのが前提になっておりますので、そういった意味では一般の公開会社あるいは大会社といったところと多少その会社の運営の在り方も違ってきていいのではないかと、こういう観点でございます。

したがって、今回の会社法改正がすべて規制を緩めるということだけを志向しているわけではなくて、現実の中小企業の実態に即した活用の仕方が中小企業にとってできるような部分について、そういった工夫をしていただいているということであろうというふうに思っております。

○井上哲士君 次に、今も関連しまして、最低資本金制度について両参考人にお聞きをいたします。

いわゆる狭い意味での債権者保護ということにとどまらず、少し坂本参考人からのお話があったんですが、株主が有限責任という特権を享受する株式会社というものは、破綻時には大資産家の株主であっても投資額以上は責任を負わないと。一方で、取引先や債権者は一家路頭に迷つても仕方がないという、非常にある意味、非倫理性を含んだ制度なわけですね。

ですから、最低資本金制度というのは、この有限責任を享受する株式会社という制度を利用するという人に、そういう言わば責任と厳しさがあつたんだということをお教える貴重な教育効果がある、こういう指摘があるわけですね。

言わば一定のシヨバ代なしにそういう有限責任の世界には入っちゃ駄目だよ、こういう効果があつた。これをなくすことがいわゆる経営者としてのモラルハザードなんかにもつながるんじゃないかと、こういう指摘もあります。坂本さんからもそういうようなお話が先ほどあつたんですが、御紹介はあつたんですけれども、特に評価がございませんでした。

それで、まず成宮参考人には、こういう言わば最低資本金制度が持っているという教育的機能

というんでしょうか、そういうものが失われるというのをどうお考えかということ。それから坂本参考人には、実際この間の特例を使いまして随分多く起業が行われているのは事実ですが、そういうところで起業したところがどうなつたかというの、これはなかなか私たち、統計上も出てこないという問題がありまして、ここで先ほど述べたような言わばモラルハザードのような問題が現実として起きていないのかどうか、そしてそういう懸念があるとしたらどういう手当てが必要なのか。それぞれからお願いをしたいと思います。

○参考人(成宮治君) その教育的な効果ということにしましては余りよく考えてみたことがなかったわけでございますけれども、ただ、会社の信用というのが設立時の資本金を取りあえずそろえるということだけに担保されているものではないというのも事実でございますし、特に、最近のIT関連等で当初の資本金、元手が比較的少額でも取りあえず企業を起こして事業活動を開始できるという状況であるにもかかわらず、制約、規制によってそれができないということによって開業が阻害をされてきているということのデメリット、社会的なデメリットというの、考えなければいけないということから、今回、一律にどのような業種、業態であってもこういう最低資本金を設立時に用意しなければいけないという規制をなくすということに関して評価をしているということでございます。

○参考人(坂本孝司君) 最近つくられた一円企業とか、そういうところがどうなっているんだらうと、実務上ですね、実際に、それが債権者保護と株主保護にどういった悪影響を及ぼしたりしているかということでございます。

そういう形でできた会社が、地元でもございませぬ、静岡でも、問題を起したということはありません。そういう意味では、比較的順調に、希望どおり、当初の希望どおりやっていると思われま

要は、債権者保護とか株主保護というのは一体

何が保護なんだろうと突き詰めて考えますと、実務家として、倒産させないことだと、我が社を、それが債権者保護、株主保護なんだと僕は思っているんですね。倒産させない会社づくりをどう立法的に手当てするのかというところが必要だろうと思ひます。

そこで、歴史的にひもといてみますと、先ほど申し上げました一六七三年、国家的規模で商法典ができたのはフランス、ルイ十四世のころです。そのときに、帳簿を書き、二年に一回決算を組めというのが最初の義務規定なんです。それがドイツ、日本に渡ってきたわけです。そのときに、当時の経済状況は悪かつたらしいですね、フランスは。そこで、破産、倒産防止するため、債権者を保護するために帳簿を書き決算を組めというふうな規定をやつた。もし、その商人が破産した場合に、速やかに最寄りの裁判所に帳簿を持っていけと、持っていけなかった場合には即刻死刑だという死刑担保付きの記載義務だつたというところが歴史のスタートでございます。

その名残が我が日本にもございまして、当時は商法と破産法は合体していましたが、今では破産法と商法は分離しております。その現行我が国の破産法を見ていただきたいんですけども、詐欺破産した場合で帳簿がいい加減だつた場合には殺人罪とほぼ同様の懲役刑が科せられています。さらに、だらしない破産、詐欺じやない破産、懈怠破産という場合も懲役、多分五年か三年だと思ひますけれども、相当厳しい懲役刑なんです。その法律が今でも残っているのに、それが発動された経緯がありません。そんなことをやっているから中小企業者の中でだらしない人が出てしまうと思うんです。

ですから、どんな自由にもいろいろな機関設計もできました、どうぞ自由に商売やつてくださいます、ただし、いい加減なことをして債権者や何かを裏切つた場合には、破産法が今あるんですから、ちゃんと適用するというのが首尾一貫した法律適用だと思ひますが、先生方は立法なんで、言

わば行政の運用ができてないというのが、多分この中でも司法関係出身の先生方がいらつしやると思ひますけれども、破産法の刑事罰を受けたケースは一度もないはずですよ、帳簿に関して。そんなざる法を作っているから駄目だよ。済みません。以上でございます。

○井上哲士君 ありがとうございます。

次に、有限会社の問題について両参考人にお聞きをするんですが、会社の名前を見たらおおむねどんな会社か分かるというふうな機能であるとか、それから、公開を想定することなく、それこそ相続のときにしか経営者が替わらないというふうな家族経営の中小企業に特化した制度として有限会社はそれはそれとして機能してきたと思うんですね。そういうこれまでの有限会社という制度に対しての評価という問題と、それから、先ほど例えれば取締役などの任期について一方で十年というの、今よりも規制になるといふお話もありましたけれども、制度としては有限会社という選択が残しておくという考え方もあつたかと思うんですが、この点についてどうお考えか。それぞれからお願ひします。

○委員長(渡辺孝男君) 坂本参考人、よろしいですか。

○参考人(坂本孝司君) はい、分かりました。有限会社法あるいは有限会社制度は、日本の中で相当機能を果たしてまいりましたし、今も果たしております。非常に無駄がない、非常に機動的な法という組織制度でございまして、私どもも会社をつくりたいんだということを依頼されて、私も顧問に収まるわけですけども、その場合にできれば有限会社の方がよろしいですよということはやつぱり申し上げてきましたし、ですから日本に会社の半分くらいは有限会社があるんじゃないでしょうか。

なぜかといいますと、やつぱり維持設計にお金がかかり掛からないですね。やはり株式会社ですと、当時は二年に一回役員が替わつても替わらな

くても登記代を払い登記し直すというのが非常に苦痛で、コストが掛かります。そういう意味では、有限会社はそういうことがないのですから非常に楽だった。だから、言わば子供に大人の服を着せた形なのが従来の商法の株式会社規定だったわけですね。今回株式会社という名の下に子供も中学校も高校生も、あるいは大人も着れる服を多分用意したというのは非常にすばらしいと思います。

それから、今ある有限会社も、大分そのままの形で残っていくだろうと思われまします。何と云いますか、何の不都合もないというのが状況なんで、何らかのインセンティブを与えない限り、今の有限会社の半分以上がとか、一挙に株式会社に移行するというのは考えにくいと思います。不都合がないからだということだと思います。

○参考人(成宮治君) 現行の商法の株式会社は、多くの出資者から多額の資金を集めて大規模な事業を展開するとともに、リスクを分散するという物的有限責任の会社形態で、想定としては公開の大企業を念頭に置いたような種類の各種の規制が置かれてきた。一方、有限会社については、同族あるいは親しい仲間を募って、規模はそれほど大きくはないけれども、会社に見知らぬ人が入ってくることは好まないということで、人的な非公開会社でありながら物的有限責任の有限責任の会社形態ということで、非公開、中小企業を想定した比較的緩やかな規制というのが置かれてきた。こういう二つの会社の体系があったわけでございますけれども、今回の会社法の改正に当たって、一方で株式会社の方をかなりその規制を緩和して、大会社、小会社、いろんな実態に合わせたような制度、制度というか機関設計を取れるようにということをやってきた結果、別個のものとして有限会社法という現行の法律をそのまま残しておく必要性というか独自性が相当程度に弱まったということ、多分、一本にした上で有限会社法というのは廃止をするということになったんだらうと思います。

ただ、確かに、現行の有限会社には非常に簡便な規制ということに基づくメリットは確かにありますので、現在有限会社である人は望まない限り有限会社という形を続けられるように、期限を定めない経過措置を置いていただくことになったんだということの評価をしております。

○井上哲士君 やつぱりメリットがあつてうまくいっているのなら、選択肢としても引き続き残してもいいんじゃないかなと私は思うんですが、会計参与の問題で坂本参考人にお聞きしますが、会計参与になりますと、税理士が内部から公正な計算書類の作成義務を負うと同時に、独立、公正という税理士法に定められた立場から企業の代理人としての税金の申告納税代理を行うということになるわけですね。内部機関として会計書類の作成義務を負うということ、公正、独立な立場ということ、言わば会計監査的な役割を期待されるということがどう両立していくんだらうかと。

公認会計士の場合は、取締役等として会計書類作成に関与すれば会計監査を行えないというルールになっているわけですが、こういうこととの関係でもこの二つのことがどう両立するんだらうかという点でお願いします。

○参考人(坂本孝司君) 非常に有り難い、先生、質問でございます。会計参与になる税理士は、従来と同じように会計参与になっても独立性は要求されますというのがまず結論でございます。

というのも、会計参与には計算書類の正確性を高めるという責任が課せられておりまして、計算書類の作成に関しまして取締役と意見が一致しない場合には計算書類を作成できないとされております。さらに、取締役が不正な行為又は法令又は定款に反するような行為があつた場合には、それを発見した場合に株主に報告するという義務も課せられております。このために、会計に係る重要なことにつきまして、法務省令で定めるところにより会計参与報告書を作成しなければならぬ

というふうな規定されております。また、会計参与は、会社又は子会社の取締役とか執行役とか監査役とか会計監査人又は支配人との兼任はできないというふうになっております。

ポイントはこの意味は、会計参与は、会社の内部機関ではあるものの、会社の内部者ではないというところでございます。会社の内部者ではなく、独立した第三者を想定しているということなんです。

ちよつとこの辺になると分かりにくいと思いますが、というのは、先生も御承知のように、会計監査業務を行う公認会計士あるいは会計人には独立性が要求されておまして、二つあります。独立性には、言わば精神的な独立性と形式的独立性ですね。今回、エンロン等々の事件で形式的独立性の強化がされております。ところが、私が思うには、精神的な独立性が我々職業会計人に一番大事だと思います。

税理士法でも、第一条で税理士に独立性と公正性を要求しております。元々税理士には独立性の要求があるわけですが、この場合のポイントは精神的な独立性を要求しているというのが私どもの考え方でございます。たとえクライアントからお金をいただいても計算書類の作成をサポートしたり税務申告書を作ろうとも、不正な税務申告や違法な決算書は絶対作らない、その場合には辞退をする、と、説得した上で、納得してくれないければ、それが精神的独立性でございます。そういう意味では、今回、内部機関であっても内部者ではないと、精神的な独立性を要求されているというところを重く受け止めて、これからは業務遂行を進めていきたいというふうに思っております。

○井上哲士君 ありがとうございます。

○委員長(渡辺孝男君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。当委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。(拍手)

○委員長(渡辺孝男君) 連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、財政金融委員会及び経済産業委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(渡辺孝男君) 連合審査会における政府参考人の出席要求に関する件及び参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のための連合審査会に政府参考人及び参考人の出席要求があつた場合には、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一〇九八号)(第一〇九九号)(第一一〇〇号)(第一一〇一号)(第一一〇二号)(第一一四七号)(第一一四八号) 一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願(第一一四九号)(第一一五〇号)(第一一五二号)(第一一五三号)(第一一五四号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一五六号)(第一一五七号)(第一一五八号)(第一一五九号)(第一一六〇号)(第一一六一号) 一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願(第一一六九号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一七〇号)(第一一七一号)(第一一七二号)(第一一七三号)(第一一七四号)(第一一七五号)(第一一七六号)(第一一七七号)(第一一七八号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一七九号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一八一号)	第一〇九八号 平成十七年五月十日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願 請願者 長野県諏訪郡下諏訪町矢木西 佐藤一 外二千九百九十八名 紹介議員 吉川 春子君 治安維持法犠牲者は、戦前の天皇制の下で主権在民を唱え、侵略戦争に反対したことを理由に、弾圧され多大の犠牲を受けた。治安維持法が制定された一九二五年から廃止されるまでの二十年間に、逮捕者数十万人、送検された人七万五千人、拷問により虐殺され、また獄死した人を合わせると約二十人にも上る。治安維持法は日本がボツダム宣言を受諾したことにより、人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされた。しかし、歴代の政府は、十五年戦争が侵略戦争であったことも、治安維持法が人道に反する悪法であったこともいまだに認めようとしなない。ドイツは「戦争犯罪人と人道に反する罪に時効はない」という国際法に基づき、今も戦犯を追及し、犠牲者に謝罪し賠償している。イタリアも国家賠償法を制定し、ファシズム体制下で実刑判決を受けた「反ファシスト政治犯」に終身年金を支給している。韓国は治安維持法犠牲者を愛国者として表彰し、年金を支給している。一九九三年十月に開かれた日弁連・人権擁護大会の基調報告は「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、速やかな補償の実現の必要性を強調している。また、三二の市区町村議会が「治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める」意見書を採択、あるいは趣旨採択している。 ついで、再び戦争と暗黒政治を許さぬために治安維持法体制の復活に反対し、次の事項について実現を図られた。 一、治安維持法犠牲者に、治安維持法国家賠償法(仮称)を制定すること。	一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一〇九八号)(第一〇九九号)(第一一〇〇号)(第一一〇一号)(第一一〇二号)(第一一四七号)(第一一四八号) 一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願(第一一四九号)(第一一五〇号)(第一一五二号)(第一一五三号)(第一一五四号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一五六号)(第一一五七号)(第一一五八号)(第一一五九号)(第一一六〇号)(第一一六一号) 一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願(第一一六九号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一七〇号)(第一一七一号)(第一一七二号)(第一一七三号)(第一一七四号)(第一一七五号)(第一一七六号)(第一一七七号)(第一一七八号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一七九号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一八一号)	第一〇九九号 平成十七年五月十日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願 請願者 岡山市高島二ノ九ノ四ノ五 八木千代美 外六千九百七十名 紹介議員 江田 五月君 この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。	一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一〇九八号)(第一〇九九号)(第一一〇〇号)(第一一〇一号)(第一一〇二号)(第一一四七号)(第一一四八号) 一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願(第一一四九号)(第一一五〇号)(第一一五二号)(第一一五三号)(第一一五四号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一五六号)(第一一五七号)(第一一五八号)(第一一五九号)(第一一六〇号)(第一一六一号) 一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願(第一一六九号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一七〇号)(第一一七一号)(第一一七二号)(第一一七三号)(第一一七四号)(第一一七五号)(第一一七六号)(第一一七七号)(第一一七八号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一七九号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一八一号)	第一一〇〇号 平成十七年五月十日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願 請願者 大阪府藤井寺市野中四ノ三ノ五 藤井博子 外九千名 紹介議員 小林美恵子君 この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。	一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一〇九八号)(第一〇九九号)(第一一〇〇号)(第一一〇一号)(第一一〇二号)(第一一四七号)(第一一四八号) 一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願(第一一四九号)(第一一五〇号)(第一一五二号)(第一一五三号)(第一一五四号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一五六号)(第一一五七号)(第一一五八号)(第一一五九号)(第一一六〇号)(第一一六一号) 一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願(第一一六九号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一七〇号)(第一一七一号)(第一一七二号)(第一一七三号)(第一一七四号)(第一一七五号)(第一一七六号)(第一一七七号)(第一一七八号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一七九号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一八一号)	第一一〇一号 平成十七年五月十日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願 請願者 和歌山市加納二六七ノ三〇 島信男 外九百九十九名 紹介議員 世耕 弘成君 この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。	一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一〇九八号)(第一〇九九号)(第一一〇〇号)(第一一〇一号)(第一一〇二号)(第一一四七号)(第一一四八号) 一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願(第一一四九号)(第一一五〇号)(第一一五二号)(第一一五三号)(第一一五四号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一五六号)(第一一五七号)(第一一五八号)(第一一五九号)(第一一六〇号)(第一一六一号) 一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願(第一一六九号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一七〇号)(第一一七一号)(第一一七二号)(第一一七三号)(第一一七四号)(第一一七五号)(第一一七六号)(第一一七七号)(第一一七八号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一七九号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一八一号)	第一一〇二号 平成十七年五月十日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願 請願者 名古屋市中区新栄一ノ四八ノ一九 名ノ九〇四 岩田幸雄 外四百九十九名 紹介議員 峰崎 直樹君 この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。	一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一〇九八号)(第一〇九九号)(第一一〇〇号)(第一一〇一号)(第一一〇二号)(第一一四七号)(第一一四八号) 一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願(第一一四九号)(第一一五〇号)(第一一五二号)(第一一五三号)(第一一五四号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一五六号)(第一一五七号)(第一一五八号)(第一一五九号)(第一一六〇号)(第一一六一号) 一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願(第一一六九号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一七〇号)(第一一七一号)(第一一七二号)(第一一七三号)(第一一七四号)(第一一七五号)(第一一七六号)(第一一七七号)(第一一七八号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一七九号) 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一八一号)	第一一四七号 平成十七年五月十日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願 請願者 滋賀県大津市本宮二ノ三〇ノ一 藤井義夫 外四百五十四名 紹介議員 林 久美子君 この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。	紹介議員 佐藤 泰介君 この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。 第一一四七号 平成十七年五月十日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願 請願者 東京都杉並区梅里一ノ七ノ一四 山崎元 外九百九十九名 紹介議員 小川 敏夫君 この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。 第一一四九号 平成十七年五月十日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願 請願者 山口県玖珂郡周東町下久原二、一〇二ノ三 河本奈都子 外二十四名 紹介議員 小川 敏夫君 この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。 第一一五〇号 平成十七年五月十日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願 請願者 東京都江戸川区中央二ノ八ノ一八 山崎元 外九百九十九名 紹介議員 峰崎 直樹君 この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。 第一一五一号 平成十七年五月十日受理
--	---	--	--	--	---	--	---	--	--	--	--	--

民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願

請願者 さいたま市緑区井沼方六七四 松

紹介議員 永文字 外二十四名

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一五二号 平成十七年五月十日受理

民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願

請願者 東京都練馬区桜台四ノ三六ノ六ノ

紹介議員 一〇三 堀内俊佑 外二十九名

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一五三号 平成十七年五月十日受理

民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願

請願者 東京都荒川区西日暮里六ノ六五ノ

紹介議員 二 渡辺恵美子 外二十七名

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一五四号 平成十七年五月十日受理

民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西七ノ二ノ二

紹介議員 ノ九〇六 村上玲子 外二十四名

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一五六号 平成十七年五月十一日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 福島県耶麻郡塩川町大字大田木字

紹介議員 塚田三、二七七 加藤真由美 外

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一五七号 平成十七年五月十一日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 名古屋市中区原二ノ三〇一ノ一

紹介議員 ノ三〇七 川瀬美芳 外四百九十九名

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一五八号 平成十七年五月十一日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 札幌市東区本町二条四ノ五ノ一

紹介議員 坂本栄子 外三千九百三十五名

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一五九号 平成十七年五月十一日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 茨城県真壁郡真壁町亀熊一六四ノ

紹介議員 七 赤塚十四一 外三百九十九名

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一六〇号 平成十七年五月十一日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 滋賀県大津市南志賀二ノ四ノ五

紹介議員 西田清 外千二百六十六名

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一六一号 平成十七年五月十一日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 宮城県多賀城市伝上山二ノ九ノ一

紹介議員 〇 齊藤規夫 外四百九十九名

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一六九号 平成十七年五月十一日受理

国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願

請願者 フランス共和国パリ市一七区プレ

イ通り二二 山本優希 外六十九名

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第一一七〇号 平成十七年五月十一日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 秋田県大曲市朝日町三ノ一 加賀

紹介議員 谷ツギ 外三千四百九十九名

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一七一号 平成十七年五月十一日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 横浜市内区原宿二ノ二ノ五

紹介議員 阿部悠 外五百四十六名

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一七三号 平成十七年五月十一日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 岐阜県多治見市青木町 松村とき

紹介議員 よ 外五名

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一七五号 平成十七年五月十二日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 三重県三重郡菰野町 中川伸子

紹介議員 外百六十一名

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一七六号 平成十七年五月十二日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 兵庫県明石市田町二ノ二ノ二二

紹介議員 松本義則 外二千九百八名

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一七七号 平成十七年五月十二日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 大分県宇佐市高森二二 都留忠久

紹介議員 外三百四十四名

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一七八号 平成十七年五月十二日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 静岡県沼津市下香貫八重一八ノ一

紹介議員 諏訪部輝枝 外五百四十九名

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一七九号 平成十七年五月十二日受理
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 奈良県香芝市穴虫三〇八〇ノ五
馬場宏 外九百七十三名

紹介議員 前田 武志君

治安維持法犠牲者は、戦前の絶対主義的天皇制の下で主権在民を唱え、侵略戦争に反対したことを理由に、弾圧され多大の犠牲を受けた。治安維持法が制定された一九二五年から廃止されるまでの二十一年間に、逮捕者数十万人、送検された人七万五千人、拷問により虐殺され、また獄死した人を合わせると約二千人にも上る。治安維持法は日本がボツダム宣言を受諾したことにより、人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされた。しかし、歴代の政府は、十五年戦争が侵略戦争であったことも、治安維持法が人道に反する悪法であったこともいまだに認めようとしない。ドイツは、「戦争犯罪人と人道に反する罪に時効はない」という国際法に基づき、今も戦犯を追及し、犠牲者に謝罪し賠償している。イタリアも国家賠償法を制定し、ファシズム体制下で実刑判決を受けた「反ファシスト政治犯」に終身年金を支給している。一九九三年十月に開かれた日弁連・人権擁護大会の基調報告は、「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、速やかな補償措置の実現の必要性を法理論的に明らかにしている。

また、約二百七十の市区町村議会が、「治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める」意見書を探採、あるいは趣旨採択している。

ついでには、再び戦争と暗黒政治を許さぬために治安維持法体制の復活に反対し、次の事項について実現を図りたい。

一、治安維持法犠牲者に、治安維持法国家賠償法

(仮称)を制定すること。

1 国は治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。
2 国は治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。

第一一八一号 平成十七年五月十二日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 秋田県大館市字大館一三七 桑山 教善 外三百十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一八二号 平成十七年五月十二日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 高知市通町一六ノ二七〇五

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

五月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一一八五号)
(第一一八六号)(第一一八七号)(第一一九一号)(第一一九二号)(第一一九三号)(第一一九六号)

一、国籍法改正に関する請願(第一一九七号)
一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第二二〇〇号)
(第二二〇二号)(第二二〇三号)(第二二〇四号)

一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入

に関する請願(第二二〇五号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第二二〇六号)

一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願(第二二二二号)

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第二二三号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第二二二二号)

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第二二三号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願(第二二四号)

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第二二五号)

第一一八五号 平成十七年五月十三日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 宮城県多賀城市高橋一ノ二ノ一三

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一八六号 平成十七年五月十三日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜竹三ノ九ノ八

紹介議員 齋藤 勤君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一八七号 平成十七年五月十三日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法

の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 青森市青柳一ノ〇ノ三 小野一 外二千三百九十九名

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一九一号 平成十七年五月十六日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 神戸市兵庫区清水町六ノ二一 亀 井洋示 外四百九十九名

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一九二号 平成十七年五月十六日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 青森県むつ市小川町二ノ七ノ三五

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一九三号 平成十七年五月十六日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸四ノ一三ノ三ノ二〇ノ七〇二 丹生谷信 外千二百八十四名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一九六号 平成十七年五月十六日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 札幌市東区北二十六条東二ノ一
ノ一ノ一〇三 佐久間隆人 外千
百五名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一一九七号 平成十七年五月十六日受理
国籍法改正に関する請願

請願者 フランス共和国ローヌ県リヨン市
アベニユサックス通一一 石田
克己 外七十名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第一二〇〇号 平成十七年五月十六日受理
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の
制定に関する請願

請願者 島根県出雲市荒茅町三、三三一
大國知行 外百五十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一二〇二号 平成十七年五月十七日受理
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の
制定に関する請願

請願者 東京都江戸川区東篠崎一ノ七ノ三
五ノ三六 松井久雄 外千四十九
名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一二〇三号 平成十七年五月十七日受理
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の
制定に関する請願

請願者 長野市安茂里小市三ノ二ノ一〇
ノ七 小池佳都彦 外九千六百十

二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一二〇四号 平成十七年五月十七日受理
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の
制定に関する請願

請願者 茨城県下妻市下妻丁六ノ一四 小
林由紀子 外四百名

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一二〇五号 平成十七年五月十七日受理
民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関す
る請願

請願者 滋賀県大津市本丸町四ノ三六ノ一
〇七 林繁里 外四百八十八名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一二〇六号 平成十七年五月十七日受理
選択的夫婦別氏の導入など民法改正に関する請願

請願者 川崎市幸区塚越三ノ四八四ノ四ノ
一、二〇八 川野彩 外五十九名

紹介議員 円 より子君

現行の民法は制定から既に五十年余を経ている。
この間、家族構成や生活スタイルも多様化し、
婚姻や離婚、家族の役割などに対する考え方や意
識も大きく変化してきたが、民法は一部改正され
たものの、「個」の確立に基づく改正は行われない
まま今日に至っている。近年、女性の社会活動が
進展する過程で、一人一人が自由・平等な個人と
して尊重されることを求める声が高まっている。
日本政府が批准した女性差別撤廃条約及び第四回
国連世界女性会議で賛成した行動綱領では、「家族
構成員の人權と自由の完全かつ平等な享受」「多様
な家族の在り方を認め、何人も出生によって差別

をされてはならない」等が明記されている。これら
の国際条約に照らしても、また今日の社会や家族
をめぐる変化に対応する意味でも、現行法の改正
は緊急かつ重要な問題となっている。法制審議会
は既に、選択的夫婦別氏の導入等を内容とする民
法改正案の要綱を答申した。

ついては、憲法の基本的人權の尊重の立場か
ら、次の点を盛り込んだ民法改正を早急に行われ
たい。

一、夫婦の氏について、選択的夫婦別氏制を導入
すること。同氏、別氏間の転換は希望する本人
の自由選択にすること。

二、子の氏は出生時に父母の協議で決め、子が一
定年齢に達した時点で本人の選択による変更を
認めること。子の氏の決定を婚姻の要件にしな
いこと。

三、非嫡出子の相続を嫡出子と同等とするとも
に、婚外子に対する戸籍上の差別的取扱いは改
正すること。

第一二一二号 平成十七年五月十七日受理
民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関す
る請願

請願者 札幌市白石区菊水四条三ノ一ノ一
三 小平トミ 外九十一名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一二二三号 平成十七年五月十七日受理
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の
制定に関する請願

請願者 三重県松阪市豊原町七八九 奥田
三幸 外千三百三十二名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一二二二号 平成十七年五月十八日受理
選択的夫婦別氏の導入など民法改正に関する請願

請願者 福島県いわき市平材木町二二 土
屋麻由美 外五十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一二〇六号と同じである。

第一二二二号 平成十七年五月十八日受理
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の
制定に関する請願

請願者 京都市北区紫竹上長目町二二 香
田長利 外五千九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一二二四号 平成十七年五月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施
設の増員に関する請願

請願者 岡山県総社市門田一、二七二ノ五
相木孝治 外二千七百三十三名

紹介議員 江田 五月君

法務局の登記、国籍、戸籍、供託、行政訴訟業
務及び人權擁護業務は、適正、迅速になされて、
国民の財産と権利を守ることとなるが、業務量の
増大に対して従事職員が不足し、業務の停滞、過
誤、サービスの低下、職員の健康破壊など危機的
状況に直面している。更生保護業務については、
犯罪の多様化、特にここ数年間に少年犯罪が激
増・深刻化することによって保護観察官の業務も
複雑、高度化し、業務量が増大している。また、
出入国管理業務も、国際交流の活発化、海外旅行
の増加などによって出入国者が増大し、また、外
国人による不法就労問題や在留審査業務の遅滞な
ど入管業務も著しく繁忙を極めてきている。さらに、
少年院施設でも、近時の少年犯罪の凶悪化と多発
する犯罪事案の下で慢性的な過剰収容の状態が続
き、少年を更生させる本来の矯正教育を行うには
程遠い状態にある。このような現状と、問題点を
直視し、その改善策を探索するとき、人的確保に
よること以外にない。

については、次の事項について実現を図られた
い。

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年
院施設の定員を増員すること。

第一二二五号 平成十七年五月十九日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の
制定に関する請願

請願者 秋田市泉北三ノ七ノ四 菅幸臣
外四千九百四十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

六月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安
維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償
法(仮称)の制定に関する請願(第一二二二一号)
(第一二四五五号)(第一二六二二号)

一、国籍法改正に関する請願(第一二九一号)

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安
維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償
法(仮称)の制定に関する請願(第一三三〇号)

一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関す
る請願(第一三五六号)(第一三九七号)

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安
維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償
法(仮称)の制定に関する請願(第一三九八号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第一
四〇八号)

第一二二二一号 平成十七年五月二十日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の
制定に関する請願

請願者 福島市御山字上谷地四六ノ三 黒
田忠重 外四百七十九名

紹介議員 和田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一二四五五号 平成十七年五月二十日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の
制定に関する請願

請願者 福岡市中央区大名二ノ二ノ五一ノ
五〇二 武藤訓通 外五百四十九
名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一二六二二号 平成十七年五月二十三日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の
制定に関する請願

請願者 島根県松江市上乃木二ノ二九ノ四
一 小泉志乃婦 外二千九十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一二九一号 平成十七年五月二十三日受理

国籍法改正に関する請願

請願者 フランス共和国エン県ベノ市ビビ
エ通り 小林早苗 外七十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第一三五〇号 平成十七年五月二十四日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の
制定に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平九ノ二一ノ一
ノ五〇五 鈴木すみ江 外千四十
一名

紹介議員 鈴木 寛君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一三五六号 平成十七年五月二十四日受理

国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願

請願者 フランス共和国パリ市一六区ボフ
シエール通り二〇 津川薫 外六
十九名

紹介議員 犬塚 直史君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第一三九七号 平成十七年五月二十六日受理

国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願

請願者 大阪市住吉区我孫子四ノ一七ノ九
堤頼子 外六十九名

紹介議員 尾立 源幸君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第一三九八号 平成十七年五月二十六日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の
制定に関する請願

請願者 大阪市東住吉区矢田一ノ九ノ一九
永田等 外四百九十九名

紹介議員 尾立 源幸君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一四〇八号 平成十七年五月二十六日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 岡山市大和町二ノ一ノ六 田中奈
恵 外千九百九十五名

紹介議員 江田 五月君

国民の権利意識の高まりや企業の経済活動の領
域が拡大していく中で、裁判所に持ち込まれる法
的な紛争はますます増加しており、事件の内容も
複雑・困難なものになっている。これらの紛争や
事件を公正・迅速に解決し、国民の権利を擁護し
ていく上で、裁判所に寄せられる期待も一層大き
なものとなっている。裁判所に対する国民の期待
にこたえ、国民の権利が十分に保障され、自由で
豊かな民主的社會を実現していくためには、利用
しやすく信頼される裁判所の存在が不可欠である
。しかし、「裁判に時間や費用が掛かり過ぎる」

「裁判の手續や結果が分かりにくい」「市民にとつ
て身近な、利用しやすいものになっていない」など
の批判にもあるように、裁判所は、国民の期待に
十分にこたえられるものにはなっていない。二〇
〇九年から実施される予定の裁判員制度は、国民
が裁判員として刑事裁判に参加する画期的な制度
であるが、現在の裁判所は、新しい制度を円滑に
運営していくためには極めて不十分な実情にある
。その大きな原因の一つが、国家予算全体のわ
ずか〇・三八%という、極めて限られた裁判所予
算と人員不足にある。紛争を公正・迅速に解決す
る裁判所の機能を強化し、国民のための裁判所を
実現するためにも、裁判官・裁判所職員的大幅増
員や、不足している法廷・和解室・調停室等の裁
判所施設の充実が欠かせない。

については、国民がより利用しやすい司法を実現
し、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障して
いくため、次の事項について実現を図りたい。

一、裁判所職員の定員を大幅に増やすこと。
二、裁判所施設を充実させるため、裁判所予算を
大幅に増やすこと。

平成十七年六月十五日印刷

平成十七年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局